

令和 5 年度守口市一般会計補正予算（第 8 号）

専決処分（ 1 /23）

1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

| 事業名等                                          | 款   | 項     | 目                             | 節               | 補正額     | 財源内訳(歳入)   |          |     |     |      | 備考                       |
|-----------------------------------------------|-----|-------|-------------------------------|-----------------|---------|------------|----------|-----|-----|------|--------------------------|
|                                               |     |       |                               |                 |         | 国 庫<br>支出金 | 府<br>支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |                          |
| 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金<br>及び低所得者子育て世帯支援給付金支<br>給事業 | 民生費 | 社会福祉費 | 住民税非課税世<br>帯等臨時特別給<br>付金支給事業費 | 報酬              | 361     | 361        |          |     |     | 0    | ・物価高騰対応重点支<br>援地方創生臨時交付金 |
|                                               |     |       |                               | 旅費              | 39      | 39         |          |     |     | 0    |                          |
|                                               |     |       |                               | 需用費             | 623     | 623        |          |     |     | 0    |                          |
|                                               |     |       |                               | 役務費             | 3,039   | 3,039      |          |     |     | 0    |                          |
|                                               |     |       |                               | 委託料             | 32,000  | 32,000     |          |     |     | 0    |                          |
|                                               |     |       |                               | 負担金、補助及<br>び交付金 | 334,400 | 334,400    |          |     |     | 0    |                          |
| 合 計                                           |     |       |                               |                 | 370,462 | 370,462    | 0        | 0   | 0   | 0    |                          |

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

|           |               |
|-----------|---------------|
| 補 正 前 の 額 | 72,744,249 千円 |
| 補 正 額     | 370,462 千円    |
| 補 正 後 の 額 | 73,114,711 千円 |

2 繰越明許費

（単位：千円）

| 事業名                                   | 款   | 項     | 金額      |
|---------------------------------------|-----|-------|---------|
| 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金及び低所得者子育て世帯支援給付金支給事業 | 民生費 | 社会福祉費 | 370,462 |

| 区分   | 路線番号  | 路線名        | 起点           | 終点             | 幅員(m)        | 延長(m)  | 備 考                   |
|------|-------|------------|--------------|----------------|--------------|--------|-----------------------|
| 認定道路 | 30-89 | 東西橋波89号線   | 西郷通1丁目12番地先  | 西郷通1丁目12番地先    | 6.700        | 58.7   | 橋波公園跡地に新たに整備し追加       |
|      | 75-21 | 藤田21号線     | 藤田町2丁目128番地先 | 藤田町4丁目186番地先   | 2.400~4.800  | 403.4  | 利用実態により区間見直し          |
|      | 45-12 | 八雲10号線     | 八雲北町1丁目23番地先 | 八雲西町4丁目26番地先   | 4.700~7.800  | 541.9  | 他事業の土地利用計画に合わせ、区間を見直し |
|      | 45-13 | 八雲11号線     | 下島町 84番地先    | 下島町104番地先      | 5.300~6.300  | 311.7  |                       |
|      | 80-15 | 歩行路15号線    | 大宮通1丁目8番地先   | 南寺方東通4丁目172番地先 | 8.200~12.400 | 1547.2 |                       |
| 廃止道路 | 30-72 | 東西橋波 72 号線 | 東郷通2丁目13番地先  | 東郷通3丁目57番地先    | 12.500       | 354.2  | 府との重複認定により廃止          |
|      | 35-44 | 北寺方44号線    | 寺方錦通4丁目31番地先 | 寺方錦通4丁目32番地先   | 12.000       | 69.0   |                       |

&lt;認定道路位置図&gt;



## 守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

## 1、案件内容

本市奨学資金貸付金返還金を滞納している者のうち、主債務者が破産により免責決定を受けており、かつ連帯保証人の死亡及び居所不明により、債権の回収が極めて困難であるものについて、議会のご議決を賜り、債権放棄を行った後に、不納欠損処理の手続きを取らせて頂こうとするものです。

なお、本件については、令和6年1月守口市教育委員会定例会において、教育委員から意見を聴取し、承認を得ています。

## 2、令和5年度債権放棄の内容（年度別一覧）

| 年 度    | 債権の種類                     | 放棄する額    | 件 数 | 理 由 等                                    |
|--------|---------------------------|----------|-----|------------------------------------------|
| 平成14年度 | 守 口 市<br>奨 学 資 金<br>貸 付 金 | 266,000円 | 1件  | 大阪地方裁判所から令和5年6月30日付けで、免責許可決定が確定したことによるもの |
| 合 計    |                           | 266,000円 | 1件  |                                          |

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。

## 3、債権放棄の内訳

| 債権の種類          | 欠損対象調定期間及び調定額     |            | 放棄する債権額<br>(円) |
|----------------|-------------------|------------|----------------|
|                | 期間                | 額 (円)      |                |
| 守口市奨学資金<br>貸付金 | 令和5年4月～<br>令和6年3月 | 25,152,000 | 266,000        |

## 守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

## 1 案件内容(概要として)

## 【水道料金】

水道使用者の死亡や居所不明が原因で、徴収が極めて困難となり、2年の消滅時効到来かつ最終納付後5年を経過し、債務者から時効の援用の意思表示がない債権について、議会のご議決を承り、債権放棄をした後に、不納欠損処理の手続きを取らせて頂こうとするものです。

## 【給水装置工事費】

3年の消滅時効が経過し、居所不明が原因で徴収が困難となったものについて、議会の議決を承り、債権放棄を行った後に、不納欠損処理の手続きを取らせて頂こうとするものです。

## 2 令和5年度 債権放棄の内容（債権別年度別一覧）

| 年度      | 債権の種類             | 放棄する額<br>(円) | 世帯件数<br>(件) | 調定件数<br>(件) | 債権等の消滅時効法令                                              |
|---------|-------------------|--------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| 平成26年度  | 水道料金(給水料金及びメーター料) | 14,877       | 1           | 2           | 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第173条第1号 |
| 平成27年度  |                   | 93,197       | 7           | 23          |                                                         |
| 平成28年度  |                   | 257,353      | 16          | 55          |                                                         |
| 平成29年度  |                   | 956,672      | 146         | 307         |                                                         |
| 平成30年度  |                   | 1,194,765    | 175         | 357         |                                                         |
| 令和元年度   | 給水装置工事費           | 9,432        | 1           | 1           | 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第170条第2号 |
| 債権の種類別計 | 水道料金(給水料金及びメーター料) | 2,516,864    | 345         | 744         |                                                         |
|         | 給水装置工事費           | 9,432        | 1           | 1           |                                                         |
| 合計      |                   | 2,526,296    | 346         | 745         |                                                         |

## 3 債権放棄の内訳

|         |                 |               |              | 債権放棄の内訳 |      |         |      |      |           |
|---------|-----------------|---------------|--------------|---------|------|---------|------|------|-----------|
| 債権の種類   | 欠損対象調定期間及び調定額   |               | 債権放棄額<br>(円) | 死亡      |      |         | 居所不明 |      |           |
|         | 調定期間            | 調定額(円)        |              | 世帯件数    | 調定件数 | 円       | 世帯件数 | 調定件数 | 円         |
| 水道料金    | H29.12月～H30.11月 | 2,565,082,897 | 2,516,864    | 64      | 129  | 346,569 | 281  | 615  | 2,170,295 |
| 給水装置工事費 | R1.12月～R2.11月   | 1,292,030     | 9,432        | -       | -    | -       | 1    | 1    | 9,432     |
| 合 計     |                 | 2,566,374,927 | 2,526,296    | 64      | 129  | 346,569 | 282  | 616  | 2,179,727 |

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

## 1 改正趣旨

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）別表第2が廃止されるため、法を引用している条文の文言等について所要の改正を行います。

## 2 改正内容

- （１） 条例における用語の定義を、法の定めるところとします。
- （２） 法別表第2を引用している部分を法で用いられる用語に改めます。
- （３） その他規定整備

## 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行します。

## 令和6年2月市議会定例会提出予定案件

### 守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

#### (概 要)

職員のワークライフバランスの向上の観点から、時間外勤務代休時間制度を新設するため、下記のとおり守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を令和6年2月守口市議会定例会に提出するものです。

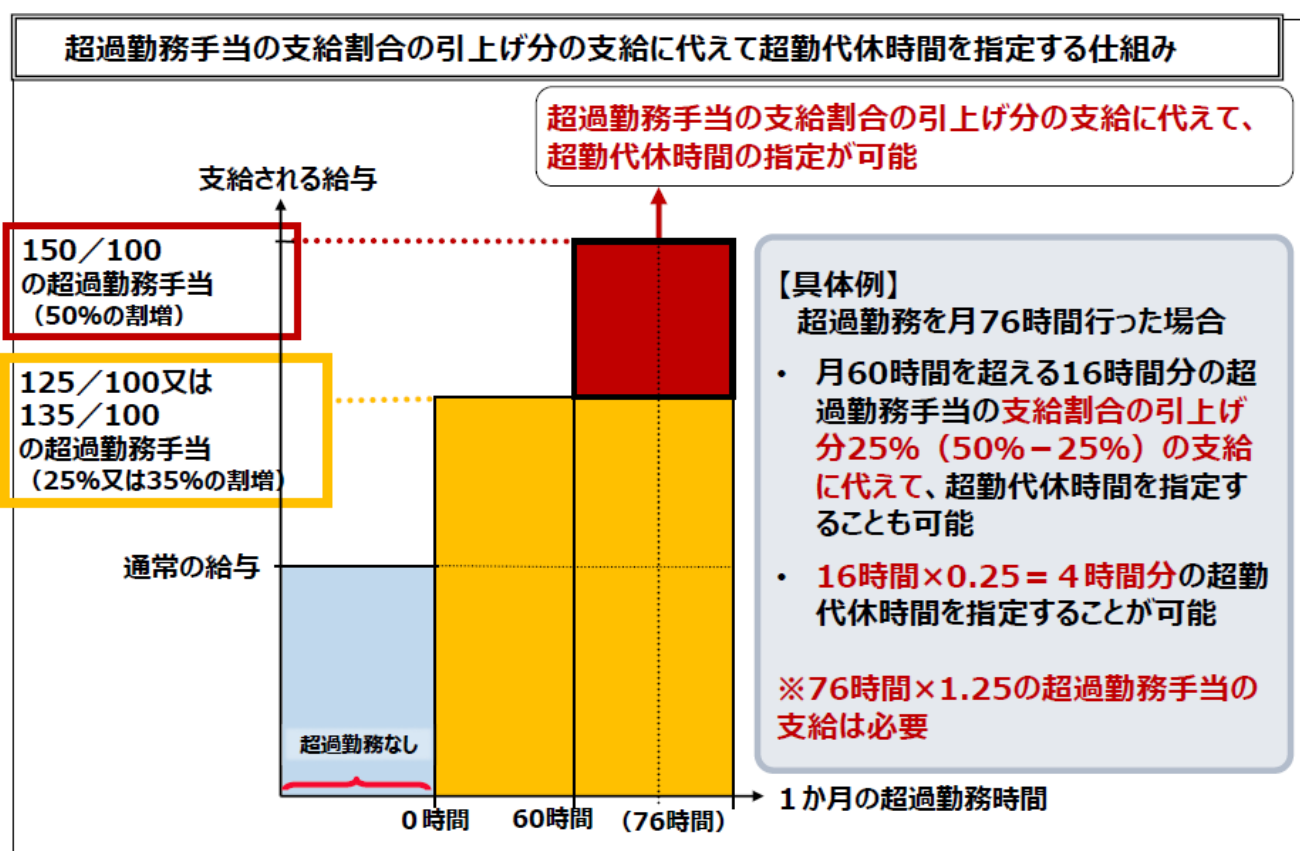
●ひと月の超過勤務時間が60時間を超えた職員に対し、その超えた分に対する割増された超過勤務手当の支給に代わる時間外勤務代休時間の規定を新設し、当該時間外勤務代休時間において、勤務することを要しないこととします。

●休日の代休日を指定できる日は、時間外勤務代休時間を指定された勤務日等を除くこととします。

#### (施行期日)

令和6年4月1日から施行します。

参考：人事院資料抜粋



## 守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例案について

令和 6 年 2 月  
法 制 文 書 課

## 1 制定趣旨

現行法制度上、地方公共団体等の職員等が当該地方公共団体等に対する損害を賠償する責任を負う場合には、軽過失のときにおいても、相当因果関係のある全額を個人に追及されることとなり、1 億円を超える高額な賠償責任を認める住民訴訟の判決が出されており、地方公共団体等の職員等が職務を遂行するに当たり委縮することが懸念されています。

人口減少社会において、資源が限られる中で、創意工夫を凝らした施策を講じることが求められる状況において、萎縮効果を緩和すること等を趣旨として令和 2 年 4 月 1 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され、地方自治法第 243 条の 2 の 7 の規定により、職員等（市における同条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができることとなりました。

これを受け、当該条例を制定するため、守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例案を令和 6 年 2 月守口市議会定例会に提出するものです。

## 2 主な制定内容

次のとおり、条例で定める額を定めます。

| 区分      | 条例で定める額（条例により損害賠償責任を免除されない額） |
|---------|------------------------------|
| 市長      | 基準給与年額に 2 を乗じて得た額            |
| 市長以外の職員 | 基準給与年額                       |

## 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

## 4 適用区分

この条例の規定は、この条例の施行の日以後の職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用します。

守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

(概 要)

本市におきましては、市民福祉の向上を図るため、各行政分野において様々な市民サービスを展開しており、高度化・多様化する市民ニーズに的確に応え、柔軟に対応するため、地方公務員法第22条の2第1項に基づき、会計年度任用職員を任用しているところです。

このたび、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給するため、下記のとおり守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を令和6年2月守口市議会定例会に提出するものです。

記

1 改正内容

(1) 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正【第1条改正】

ア フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加します。(第2条関係)

イ フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象となる任期について定めます。(第14条の2関係)

ウ フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額の端数計算の方法を追加します。(第18条関係)

エ パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額の端数計算の方法を追加します。(第25条関係)

オ パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象となる任期について定めます。(第26条の2関係)

(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正【第2条改正】

ア 基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとします。(第5条の2関係)

イ その他規定整備

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## 守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### 1. 趣旨

- ・国民健康保険と後期高齢者医療保険の納期限が異なっている（12 月のみ）
- ・市民税（4 期）の納期限に合わせる（翌 1 月 4 日）
- ・納付義務者にとって分かりやすい納付環境を実現する

### 2. 改正内容

納期限 12 月 1 日から同月 31 日まで  
→12 月 1 日から翌年 1 月 4 日までに改めます

### 3. 施行年度

令和 6 年度

## 守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案 について

### 1 趣旨

守口市消費生活センターの相談業務を委託する事業者の選定に関し、市長の諮問に応じて調査審議する、守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するため、下記のとおり守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案を令和 6 年 2 月守口市議会定例会に提出するものです。

### 2 主な制定内容

- （1） 委員会の所掌事務について定めます。（第 2 条関係）
- （2） 委員会の委員について定めます。（第 3 条関係）
- （3） 委員長及び副委員長について定めます。（第 5 条関係）
- （4） 委員会の会議について定めます。（第 6 条関係）

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 条例の失効

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失います。

## 守口市手数料条例の一部改正について

## 1. 背景

戸籍法の一部を改正する法律の施行及び関連法令の一部改正のため

## 2. 戸籍法等の主な改正内容

## (1) 戸籍謄本等の広域交付

これまで、守口市が交付できる戸籍謄本等は守口市に本籍地がある場合に限り、  
られていた。今後は本籍地が守口市以外の場合も交付することが可能となる。

## (2) 届書等情報の内容の証明書の交付及び内容を表示したものの閲覧

これまで、紙の届書を複写し証明書として交付及び閲覧業務を行ってきた。今後は届書を全て電子データ化するため、新たな根拠法令に基づき、同様の業務を行っていくことになる。

## (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行

これまで、パスポートの申請などの際には戸籍謄本等の添付が必要であった。今後は戸籍電子証明書提供用識別符号を新たに発行し、行政機関が戸籍の情報をシステム上で確認することにより、戸籍謄本等の添付が省略可能となる。

(システム上利用可能になるのは来年以降の予定)

※戸籍電子証明書提供用識別符号：行政手続きにおいて、自分の戸籍の情報を提供するための符号（パスワード）

## 3. 上記改正内容を踏まえ、下記の通り手数料条例を改正する

| 改正内容    | 手数料を徴収する事務（概要）                 | 現行金額(円) | 改定後金額(円) |
|---------|--------------------------------|---------|----------|
| 事務内容の修正 | 広域交付に係る <u>戸籍</u> 証明書の発行事務     | 450     | 改定なし     |
|         | 広域交付に係る <u>除籍</u> 証明書の発行事務     | 750     | 改定なし     |
|         | 電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務（閲覧を含む） | 350     | 改定なし     |
| 新規事務の追加 | <u>戸籍</u> 電子証明書提供用識別符号の発行事務    | (新規追加)  | 400      |
|         | <u>除籍</u> 電子証明書提供用識別符号の発行事務    | (新規追加)  | 700      |

## 4. 施行日

令和6年3月1日

## 守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

特別会計国民健康保険事業において、決算上剰余金を生じたときは、地方自治法第 233 条の 2 ただし書に基づき、条例の定めるところにより、毎年度、補正予算で特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算に定め、当該剰余金の 2 分の 1 を下らない額を守口市国民健康保険財政調整基金に編入しているところです。

今般、守口市国民健康保険財政調整基金条例に、歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入する方法を規定し、一般会計における手続きに合わせることで、会計間での統一化を図るため、守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入することができる規定を追加します。(第 2 条関係)

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 1 府内での保険料完全統一等に伴う改正

#### (1) 改正趣旨

令和 6 年度から大阪府内での国民健康保険料完全統一が実現することに伴い、保険料の算定に係る端数処理を改正する必要があります。

また、普通徴収に係る保険料の納期限のうち、12 月の納期限について、納付義務者にとってわかりやすい日程に変更するため、守口市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

#### (2) 改正内容

##### ア 第10条関係から第14条の 9 関係まで（端数処理）

(ア) 保険料の賦課額について、1 円未満の端数がある場合において、これを切り捨てるものとする規定を追加します。 (第10条関係)

(イ) 一般被保険者に係る基礎賦課額について、1 円未満の端数がある場合において、これを切り捨てるものとする規定を追加します。 (第12条関係)

※後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額についても同じ

(第14条の 5 の 3 関係及び第14条の 7 関係)

(ウ) 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、保険料率を決定する場合において小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする規定に改めます。 (第14条関係)

※後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額についても同じ

(第14条の 5 の 5 関係及び第14条の 9 関係)

##### イ 第16条関係（納付期限）

普通徴収の方法による国民健康保険料の12月の納付期限について、12月25日を翌年 1 月 4 日に改めます。

##### ウ 第18条の 3 関係（未就学児の被保険者均等割額の減額）

国民健康保険条例参考例案の発出に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定整備を行います。

#### (3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

## 2 国の関係政省令の改正に伴う改正

### (1) 改正内容

#### ア 退職被保険者経過措置廃止

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日付けで公布され、国民健康保険法のうち退職被保険者の経過措置等に係る規定が削除されたことに基づく改正。

#### イ 国民健康保険料の減額賦課に関する基準の見直し

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱」において、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められることに基づく改正。

令和 5 年度

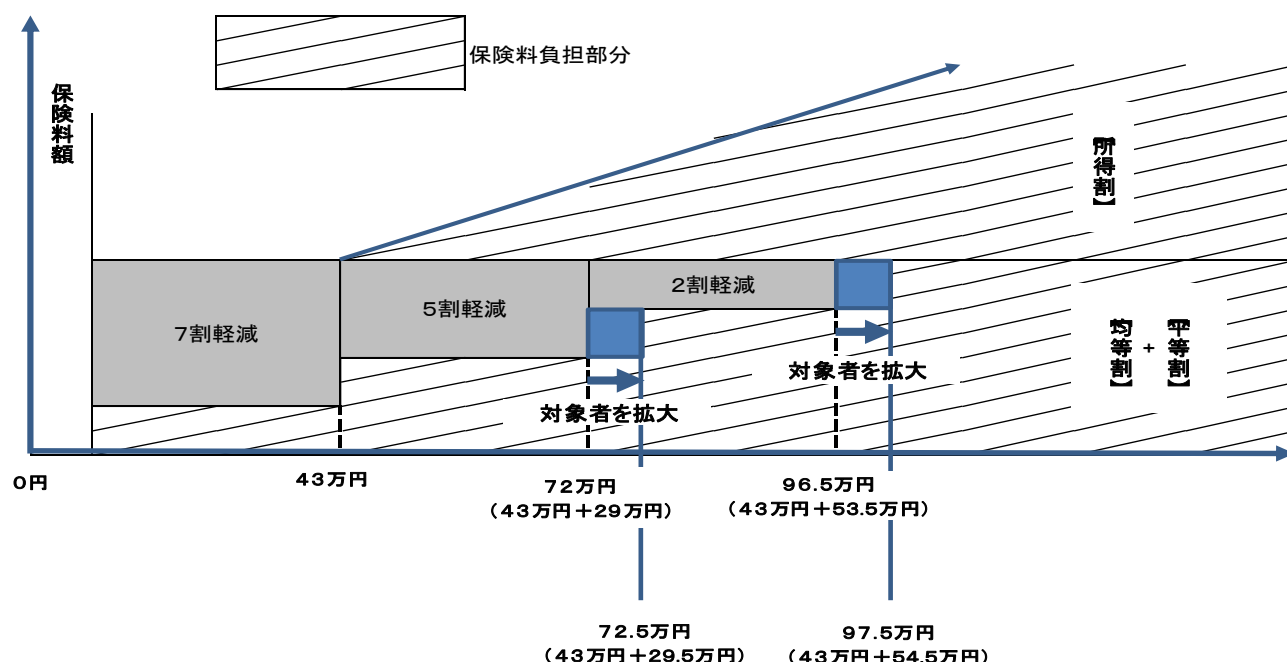
|     |                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ 43 万円                                                                                          |
| 5 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ $43\text{万円} + (29\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$   |
| 2 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ $43\text{万円} + (53.5\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |

令和 6 年度

|     |                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ 43 万円                                                                                          |
| 5 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ $43\text{万円} + (29.5\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |
| 2 割 | 1 世帯当たりの所得 ≤ $43\text{万円} + (54.5\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |

【改正イメージ】

※被保険者が一人の場合



令和 6 年 2 月 1 日  
健康福祉部高齢介護課

## 守口市介護保険施設等整備事業者プロポーザル選定委員会条例案について

令和 6 年 4 月からの市単独による介護保険事業の実施にあたり、市が策定する老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、市として介護保険施設等の適正な整備の推進を図るため、守口市介護保険施設等整備事業者プロポーザル選定委員会条例を制定するものです。

### 1 主な制定内容

- (1) 委員会の所掌事務について定めます。(第 2 条関係)
- (2) 委員会の委員について定めます。(第 3 条関係)
- (3) 委員長及び副委員長について定めます。(第 5 条関係)
- (4) 委員会の会議について定めます。(第 6 条関係)

### 2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

令和 6 年 2 月 1 日  
健康福祉部高齢介護課

守口市地域包括支援センター業務委託事業者プロポーザル選定委員会  
条例案について

令和 6 年 4 月からの市単独による介護保険事業の実施にあたり、守口市地域包括支援センター業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、守口市地域包括支援センター業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例を制定するものです。

記

**1 主な制定内容**

- (1) 委員会の所掌事務について定めます。(第 2 条関係)
- (2) 委員会の委員について定めます。(第 3 条関係)
- (3) 委員長及び副委員長について定めます。(第 5 条関係)
- (4) 委員会の会議について定めます。(第 6 条関係)

**2 施行期日**

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

**3 条例の失効**

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失います。

守口市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について

特別会計介護保険事業において、決算上剰余金を生じたときは、地方自治法第233条の2ただし書に基づき、条例の定めるところにより、毎年度、特別会計介護保険事業歳入歳出予算に定め、当該剰余金の2分の1を下らない額を守口市介護給付費準備基金に編入することになります。

この度、守口市介護給付費準備基金条例に、歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入する方法を規定し、一般会計における手続きに合わせることで、会計間での統一化を図るため、同条例の一部を改正するものです。

**1 改正内容**

歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入することができる規定を追加します。(第2条関係)

**2 施行期日**

公布の日から施行します。

令和 6 年 2 月 1 日  
健康福祉部高齢介護課

### 守口市手数料条例の一部を改正する条例案について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、介護予防支援の実施に係る同法第 58 条第 1 項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるようになりました。

このため、これに係る手数料を定めるため、守口市手数料条例の一部を改正するものです。

#### **1 改正内容（別表第 8 関係）**

- （１） 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の同時申請に係る手数料を定めます。（35,000 円）
  - （２） 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の更新の同時申請に係る手数料を定めます。（10,000 円）
- ※手数料額は、現在条例に定めている他の介護保険に係る指定申請手数料と同額です。

#### **2 施行期日**

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

令和 6 年 2 月 1 日  
健康福祉部高齢介護課

### 守口市介護保険条例案について

令和 6 年 4 月からの市単独による介護保険事業の実施にあたり、市として保険料等を定めるため、守口市介護保険条例を制定するものです。

#### **1 主な制定内容**

- (1) 介護認定審査会の委員の定数について定めます。(第 2 条関係)
- (2) 保険料率について定めます。(第 4 条関係)
- (3) 普通徴収に係る納期等について定めます。(第 5 条関係)
- (4) 賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合について定めます。(第 6 条関係)
- (5) 保険料の額の通知について定めます。(第 7 条関係)
- (6) 督促について定めます。(第 8 条関係)
- (7) 保険料の督促手数料について定めます。(第 9 条関係)
- (8) 延滞金について定めます。(第 10 条関係)
- (9) 保険料の徴収猶予について定めます。(第 11 条関係)
- (10) 保険料の減免について定めます。(第 12 条関係)
- (11) 保険料に関する申告について定めます。(第 13 条関係)
- (12) 罰則について定めます。(第 15 条から第 19 条まで関係)

#### **2 施行期日**

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

指定地域密着型サービス等の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

令和 6 年度から開始となる第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）に向け、国は介護報酬の改定を実施し、それに伴う介護サービス事業の運営基準等の見直しを反映した「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」を令和 6 年 1 月 25 日に公布しました。

このため、本市の基準条例についても一部改正を行うものです。（公布を受け、国の省令を基に現在作成中。2 月定例会に提出予定。）

### 1. 今回改正する市条例

- (1) 守口市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 守口市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 守口市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (4) 守口市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

### 2. 主な改正内容

- 居宅介護支援事業者が市の指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い  
令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市の指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、人員配置等の運営基準を見直します。（1 の (4) 関係）
- 人員配置基準における両立支援への配慮  
介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準等について見直します。（1 の (1) ～ (4) 関係）
- 管理者の責務及び兼務範囲の明確化  
提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化します。（1 の (1) ～ (4) 関係）
- その他、各介護サービス事業に係る運営基準等の見直しに伴う改正

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

## 守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を改正する条例案について

### 1 経緯

守口市立わかくさ・わかすぎ園については、この間の運営手法の検討や令和6年4月1日施行の児童福祉法の改正に伴い児童発達支援センターが、地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センターとして、果たすべき機能と役割を担っていくため、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的、効率的であること、また、現在策定中の「守口市行政経営プラン（案）」及び「第3期障がい児福祉計画（案）」においても、指定管理者制度による運営とすることとしていることから、令和8年度の指定管理者制度の導入に向け、条例改正を行うものです。

また、名称についても、指定管理制度導入にあたって、施設の役割がよりわかりやすいように児童福祉法に規定されている児童発達支援センターに変更するものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 第1条関係

- ア 指定管理者による管理について定めます。(第7条関係)
- イ 利用料金について定めます。(第8条関係)
- ウ その他規定整備

#### (2) 第2条関係

- ア 題名を「守口市立児童発達支援センター条例」に改めます。(題名関係)
- イ 守口市立わかくさ・わかすぎ園の名称を「守口市立児童発達支援センター」に改めます。(第2条関係)
- ウ その他規定整備

### 3 施行期日

- 令和6年4月1日から施行します。(第1条)
- 令和8年4月1日から施行します。(第2条)

## 守口市立児童発達支援センター指定管理者選定委員会条例案について

### 1 趣旨

守口市が設置する児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するにあたり、守口市立児童発達支援センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものです。

### 2 主な制定内容

- （１）委員会の所掌事務について定めます。（第２条関係）
- （２）委員会の委員について定めます（第３条関係）
- （３）委員長及び副委員長について定めます。（第５条関係）
- （４）委員会の会議について定めます。（第６条関係）

### 3 施行期日

令和６年４月１日から施行します。

1. 経緯及び概要

令和5年12月13日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第50号）が施行されたことにより、本条例において引用している条文に条ずれが生じたため、所要の規定整備を行うもの。

2. 改正内容

| 改 正 前                                                                                            | 改 正 後                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （設置）<br>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、守口市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 | （設置）<br>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第8条第1項</u> の規定に基づき、守口市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 |

3. 施行期日

公布の日から施行

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法 新旧対照表（該当部分抜粋）

| 旧                                                                                              | 新                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （協議会）<br>第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。<br>2及び3 略 | （協議会）<br>第8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。<br>23<br>2及び3 略 |

## 1 概 要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名が改められることに伴い、これらを引用している条文の規定整備を行います。

### 現 行

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

### 改正後

建築物のエネルギー消費性能の向上**等**に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上**等**に関する法律施行規則

## 2 施行期日 令和6年4月1日

### (補足)題名改正の趣旨について

- 法律の目的規定（法第1条）の改正により、現行の法目的である「建築物のエネルギー消費性能の向上」に加えて「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図ることが明確化された。  
（再生可能エネルギー利用設備：太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電など）
- 法目的の追加を踏まえ、題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上**等**に関する法律」と改める。

## 1 概要

- ・建築基準法施行令（以下「令」といいます。）の一部改正により新設された令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定に係る事務手数料を定めます。
- ・条例において引用している法律の題名及び字句が改められることに伴い、規定整備を行います。

2 手数料の額 27,000円（大阪府が定めようとする額と同じ。）

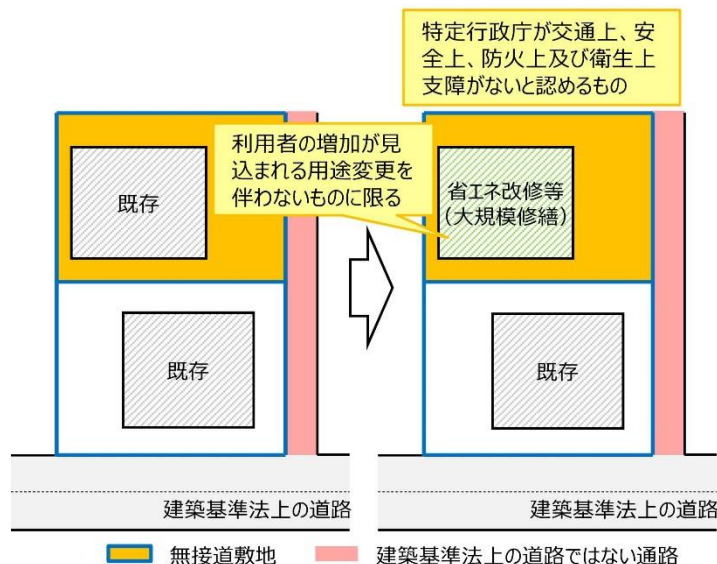
3 施行期日 令和6年4月1日

### ○令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定の概要

#### 現行

接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物の大規模修繕等の際は、現行基準適合が必要

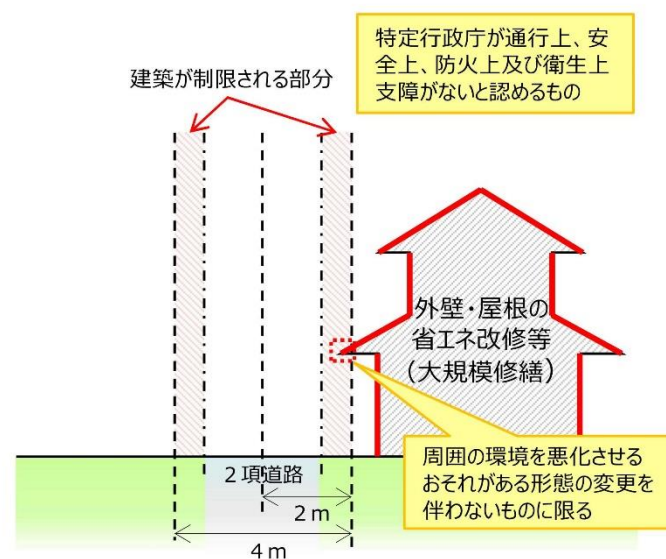
#### 接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



#### 改正後

特定行政庁が認定した場合には、現行基準を適用しない。

#### 道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合



【施行日：令和6年4月1日】

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案について

1. 改正の趣旨及び内容

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行令の一部が改正され、特定家庭用機器に有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン（有機 EL テレビ）が追加されたため、本市の特定家庭用機器廃棄物収集・運搬の区分に当該品目を追加します。

別表第2（第15条第2項関係）

| 区分             |                           |    |                                                                                                | 収集及び運搬 |        |
|----------------|---------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
|                |                           |    |                                                                                                | 単位     | 手数料    |
| 特定家庭用<br>機器廃棄物 | 一般家庭<br>から排出<br>されるも<br>の | 臨時 | ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）                   | 1台につき  | 3,500円 |
|                |                           |    | テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの |        |        |
|                |                           |    | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫                                                                                   |        |        |
|                |                           |    | 電気洗濯機及び衣類乾燥機                                                                                   |        |        |

「有機エレクトロルミネセンス式のものを」を追加する

2. 施行期日

令和6年4月1日

## 守口市障がい者・高齢者交流会館の指定管理者の指定について

### 1. 趣旨

守口市障がい者・高齢者交流会館の指定管理者の候補者が公募によらない方法で選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議案を提出しようとするものです。

### 2. 指定管理者に管理させようとする施設

守口市障がい者・高齢者交流会館

### 3. 指定管理者に指定しようとする団体

団体名 社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

住 所 大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

代表者 会長 松岡 雅信

### 4. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間

令和5年度守口市一般会計補正予算（第9号）

1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

| 事業名等                   | 款   | 項         | 目         | 節           | 補正額       | 財源内訳(歳入) |         |          |         |          | 備考                                                                     |
|------------------------|-----|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|---------|----------|---------|----------|------------------------------------------------------------------------|
|                        |     |           |           |             |           | 国庫支出金    | 府支出金    | 地方債      | その他     | 一般財源     |                                                                        |
| 職員退職手当追加分              | 総務費 | 総務管理費     | 一般管理費     | 職員手当等       | 52,742    |          |         |          |         | 52,742   |                                                                        |
| 戸籍附票システム改修事業           | 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳費 | 委託料         | 2,464     | 2,464    |         |          |         | 0        | ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金                                                  |
| 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業 | 民生費 | 社会福祉費     | 社会福祉対策費   | 委託料         | ▲ 27,916  |          |         |          |         | ▲ 27,916 |                                                                        |
| 障がい福祉システム改修事業          | 民生費 | 社会福祉費     | 障がい者福祉費   | 委託料         | 9,664     | 3,348    |         |          |         | 6,316    | ・障がい者総合支援事業費補助金                                                        |
| 障がい者自立支援事業             | 民生費 | 社会福祉費     | 障がい者福祉費   | 負担金、補助及び交付金 | 272,574   | 136,287  | 68,143  |          |         | 68,144   | ・障がい者自立支援給付費国庫負担金<br>・障がい者自立支援給付費等負担金                                  |
| 特別障がい者手当等支給事業          | 民生費 | 社会福祉費     | 障がい者福祉費   | 扶助費         | 7,600     | 5,700    |         |          |         | 1,900    | ・特別障がい者手当等給付費負担金                                                       |
| くすのき広域連合負担金事業          | 民生費 | 社会福祉費     | 老人福祉費     | 負担金、補助及び交付金 | 108,282   |          |         |          |         | 108,282  |                                                                        |
| 認定こども園等運営助成事業          | 民生費 | 児童福祉費     | 児童措置費     | 負担金、補助及び交付金 | 183,840   | 110,405  | 44,425  |          |         | 29,010   | ・子どものための教育・保育給付交付金<br>・大阪府子どものための教育・保育給付費府費負担金<br>・大阪府施設型給付費等地方単独費用補助金 |
| 生活保護事業                 | 民生費 | 生活保護費     | 扶助費       | 扶助費         | 207,361   | 155,520  |         |          |         | 51,841   | ・生活保護負担金                                                               |
| 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業  | 衛生費 | 保健衛生費     | 予防費       | 報酬          | 6,017     | 6,017    |         |          |         | 0        | ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金                                           |
|                        |     |           |           | 職員手当等       | 2,294     | 2,294    |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 旅費          | 551       | 551      |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 需用費         | 300       | 300      |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 役務費         | 1,590     | 1,590    |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 委託料         | 22,878    | 22,878   |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 使用料及び賃借料    | 1,161     | 1,161    |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           | 計           | 34,791    | 34,791   |         |          |         | 0        |                                                                        |
|                        |     |           |           |             |           |          |         |          |         |          |                                                                        |
| 大阪広域環境施設組合負担金事業        | 衛生費 | 清掃費       | ごみ処理費     | 負担金、補助及び交付金 | ▲ 69,239  |          |         |          |         | ▲ 69,239 |                                                                        |
| 公園施設更新工事（遊具）           | 土木費 | 都市計画費     | 公園管理費     | 工事請負費       | 38,000    | 15,000   |         | 23,000   |         | 0        | ・社会資本整備総合交付金                                                           |
| 出会いの広場撤去事業             | 土木費 | 都市計画費     | 公園築造費     | 委託料         | ▲ 1,800   |          |         | ▲ 1,600  |         | ▲ 200    |                                                                        |
|                        |     |           |           | 工事請負費       | ▲ 96,000  |          |         | ▲ 86,400 |         | ▲ 9,600  |                                                                        |
|                        |     |           |           | 計           | ▲ 97,800  |          |         | ▲ 88,000 |         | ▲ 9,800  |                                                                        |
| 緑・花基金積立事業              | 土木費 | 都市計画費     | 緑・花事業費    | 積立金         | 224       |          |         |          | 224     | 0        | ・寄附金                                                                   |
| 守口市門真市消防組合負担金事業        | 消防費 | 消防費       | 常備消防費     | 負担金、補助及び交付金 | ▲ 32,155  |          |         |          |         | ▲ 32,155 |                                                                        |
| 学校教育施設整備基金積立事業         | 教育費 | 教育総務費     | 事務局費      | 積立金         | 1,241,433 |          |         |          | 573,973 | 667,460  | ・土地売却収入                                                                |
| 自立援助通訳派遣事業             | 教育費 | 教育総務費     | 人権教育費     | 報償費         | 1,884     |          |         |          |         | 1,884    |                                                                        |
| 合 計                    |     |           |           |             | 1,933,749 | 463,515  | 112,568 | ▲ 65,000 | 574,197 | 848,469  |                                                                        |

| 事業名等                   | 款     | 項         | 目           | 補正額       | 備考                                                    |
|------------------------|-------|-----------|-------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 市税収入                   | 市税    | 市民税、市たばこ税 | 個人、法人、市たばこ税 | 400,000   | ・個人市民税 50,000千円<br>・法人市民税320,000千円<br>・市たばこ税 30,000千円 |
| 普通交付税（追加交付分）           | 地方交付税 | 地方交付税     | 地方交付税       | 342,579   |                                                       |
| FMもりぐち出資金清算金           | 財産収入  | 財産売却収入    | 出資金等清算収入    | 22,316    |                                                       |
| 繰越金                    | 繰越金   | 繰越金       | 繰越金         | 1,545     |                                                       |
| 競艇益金収入                 | 諸収入   | 収益事業収入    | 競艇益金収入      | 129,613   |                                                       |
| くすのき広域連合負担金精算金（令和4年度分） | 諸収入   | 雑入        | 雑入          | 140,838   |                                                       |
| 臨時財政対策債                | 市債    | 市債        | 臨時財政対策債     | ▲ 188,422 |                                                       |
| 合 計                    |       |           |             | 848,469   |                                                       |

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

|           |               |
|-----------|---------------|
| 補 正 前 の 額 | 73,114,711 千円 |
| 補 正 額     | 1,933,749 千円  |
| 補 正 後 の 額 | 75,048,460 千円 |

2 繰越明許費の補正

（追加）

（単位：千円）

| 事業名                                           | 款   | 項         | 金額      |
|-----------------------------------------------|-----|-----------|---------|
| 戸 籍 情 報 シ ス テ ム 等 改 修 事 業                     | 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 16,049  |
| 認 定 こ ど も 園 整 備 助 成 事 業                       | 民生費 | 児童福祉費     | 13,310  |
| 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 体 制 確 保 事 業     | 衛生費 | 保健衛生費     | 34,791  |
| 大 阪 モ ノ レ ー ル 新 駅 設 置 に 係 る 整 備 費 負 担 金 事 業   | 土木費 | 都市計画費     | 28,369  |
| 都 市 計 画 道 路 豊 秀 松 月 線 電 線 共 同 溝 工 事 等 委 託 事 業 | 土木費 | 都市計画費     | 64,291  |
| 公 園 施 設 更 新 工 事 （ 遊 具 ）                       | 土木費 | 都市計画費     | 38,000  |
| 旧 さ く ら 小 学 校 校 舎 等 解 体 工 事                   | 土木費 | 都市計画費     | 112,481 |

3 債務負担行為の補正

（廃止）

（単位：千円）

| 事 項                 | 期限    | 限度額     |
|---------------------|-------|---------|
| 出会いの広場撤去工事監理業務委託事業  | 令和6年度 | 7,200   |
| 出 会 い の 広 場 撤 去 工 事 | 令和6年度 | 144,000 |

4 地方債の補正

（変更）

（単位：千円）

| 起債の目的                         | 限度額     |   |         |            |
|-------------------------------|---------|---|---------|------------|
| 認 定 こ ど も 園 等 整 備 助 成 事 業 費 債 | 101,200 | → | 101,800 | (+600)     |
| 街 路 築 造 事 業 費 債               | 89,100  | → | 103,100 | (+14,000)  |
| 公 園 築 造 事 業 費 債               | 958,700 | → | 985,900 | (+27,200)  |
| 公 共 施 設 等 除 却 特 例 債           | 91,800  | → | 3,800   | (▲88,000)  |
| 臨 時 財 政 対 策 債                 | 330,693 | → | 142,271 | (▲188,422) |

令和 5 年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第 4 号）について

1. 補正理由

令和 6 年 3 月末のくすのき広域連合解散を見据え、広域連合の介護保険事業基金の積立金について、今後の使用予定がないことから、構成市である本市、門真市及び四條畷市に分配することを予定しております。その本市に分配される積立金を介護給付費準備基金に積み立てようとするものです。

つきましては、令和 6 年 2 月市議会定例会に令和 5 年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第 4 号）を提出するものです。

2. 予算内容

●歳入予算の補正

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入

予算額：5,994 千円

●歳出予算の補正

介護給付費準備基金積立事業

（款）基金積立金（項）基金積立金（目）介護給付費準備基金積立金（節）積立金

予算額：5,994 千円

令和5年度守口市下水道事業会計補正予算(第4号)

1 収益的支出の補正  
支 出

(単位：千円)

| 款       | 項    | 補正額   | 財源内訳    |     |       | 備 考                |
|---------|------|-------|---------|-----|-------|--------------------|
|         |      |       | 国(府)支出金 | 企業債 | その他   |                    |
| 下水道事業費用 | 営業費用 | 9,641 |         |     | 9,641 | (目)総係費<br>(節)退職給付費 |

(参 考)収益的支出の総額

(単位：千円)

|         | 補正前の額     | 補正額   | 補正後の額     |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 下水道事業費用 | 4,057,521 | 9,641 | 4,067,162 |

2 資本的収入及び支出の補正  
収 入

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正額    | 備 考                  |
|-------|-------|--------|----------------------|
| 資本的収入 | 企業債   | 33,100 | (目)企業債<br>(節)建設改良費債  |
|       | 国庫補助金 | 13,168 | (目)国庫補助金<br>(節)国庫補助金 |

支 出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正額    | 財源内訳           |        |     | 備 考                                |
|-------|---------|--------|----------------|--------|-----|------------------------------------|
|       |         |        | 国(府)支出金<br>支出金 | 企業債    | その他 |                                    |
| 資本的支出 | 建設改良費   | 26,336 | 13,168         | 13,100 | 68  | (目)ポンプ場整備費<br>(節)工事請負費             |
|       | 固定資産購入費 | 20,052 |                | 20,000 | 52  | (目)無形固定資産購入費<br>(節)寝屋川北部流域下水道建設負担金 |

(参 考)資本的支出の総額

(単位：千円)

|       | 補正前の額     | 補正額    | 補正後の額     |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 資本的支出 | 4,208,799 | 46,388 | 4,255,187 |

3 継続費の補正  
(変更)

(単位：千円)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 事業名                | 年度  | 年割額 | 財源内訳    |         |         | 備 考 |
|---------|---------|--------------------|-----|-----|---------|---------|---------|-----|
|         |         |                    |     |     | 国(府)支出金 | 企業債     | その他     |     |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 大枝ポンプ場<br>動力制御設備工事 | 補正前 | 令和5 | 39,710  | 19,500  | 20,200  | 10  |
|         |         |                    |     | 6   | 59,570  | 29,700  | 29,800  | 70  |
|         |         |                    |     | 7   | 222,410 | 111,200 | 111,200 | 10  |
|         |         |                    |     | 8   | 171,958 | 61,200  | 110,700 | 58  |
|         |         |                    |     | 計   | 493,648 | 221,600 | 271,900 | 148 |
|         |         |                    | 補正後 | 令和5 | 66,046  | 32,668  | 33,300  | 78  |
|         |         |                    |     | 6   | 33,234  | 16,532  | 16,700  | 2   |
|         |         |                    |     | 7   | 222,410 | 111,200 | 111,200 | 10  |
|         |         |                    |     | 8   | 171,958 | 61,200  | 110,700 | 58  |
|         |         |                    |     | 計   | 493,648 | 221,600 | 271,900 | 148 |

4 企業債の補正

(単位：千円)

| 起債の目的        | 補正前の限度額   | 補正額    | 補正後の限度額   |
|--------------|-----------|--------|-----------|
| 下水道施設整備事業    | 2,165,700 | 13,100 | 2,178,800 |
| 寝屋川北部流域下水道事業 | 257,700   | 20,000 | 277,700   |

令和6年2月1日

【水道局】

## 令和5年度守口市水道事業会計補正予算(第1号)

### 1 業務の予定量の補正

(単位：千円)

|            | 補正前の額  | 補正額     | 補正後の額 |
|------------|--------|---------|-------|
| 配水施設整備改良事業 | 17,510 | △ 8,810 | 8,700 |

### 2 資本的収入及び支出の補正

収 入

(単位：千円)

| 款     | 項   | 補正額     | 備 考              |
|-------|-----|---------|------------------|
| 資本的収入 | 企業債 | △ 8,300 | (目)企業債<br>(節)企業債 |

支 出

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正額     | 財源内訳  |       |         |       | 備 考                    |
|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|------------------------|
|       |       |         | 給水収益等 | 国庫補助金 | 企業債     | その他   |                        |
| 資本的支出 | 建設改良費 | △ 8,810 | —     | —     | △ 8,300 | △ 510 | (目)配水管等整備事業費<br>(節)委託料 |

(参 考)資本的収入及び支出の総額

(単位：千円)

|       | 補正前の額     | 補正額     | 補正後の額     |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 資本的収入 | 3,440,662 | △ 8,300 | 3,432,362 |
| 資本的支出 | 4,363,503 | △ 8,810 | 4,354,693 |

### 3 債務負担行為の補正

(廃止)

(単位：千円)

|     | 事 項                                          | 期 間     | 限 度 額  |
|-----|----------------------------------------------|---------|--------|
| 補正前 | 配水池1号及び配水ポンプ<br>更新工事詳細設計業務委託事業<br>(令和5年度設定分) | 令和6年度まで | 49,890 |
| 補正後 | —<br>—                                       | —       | —      |

### 4 企業債の補正

(変更)

(単位：千円)

| 起債の目的          | 限度額       |             |          |
|----------------|-----------|-------------|----------|
| 配水施設<br>整備改良事業 | 17,000    | → 8,700     | (△8,300) |
| 合 計            | 1,979,500 | → 1,971,200 | (△8,300) |

## 令和6年度 守口市各会計別当初予算案一覧表

(単位：千円、%)

| 会 計 名   |                         | 令和6年度           | 令和5年度           | 増減額            | 増減率     |
|---------|-------------------------|-----------------|-----------------|----------------|---------|
| 一 般 会 計 |                         | 73,990,000      | 68,100,000      | 5,890,000      | 8.6     |
|         | (除く借換債)                 | 0<br>73,990,000 | 0<br>68,100,000 | 0<br>5,890,000 | <br>8.6 |
| 特別会計    | 国 民 健 康 保 険 事 業 会 計     | 15,225,000      | 14,710,000      | 515,000        | 3.5     |
|         | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計   | 2,722,000       | 2,469,000       | 253,000        | 10.2    |
|         | 介 護 保 険 事 業 会 計         | 17,973,000      | 179,000         | 17,794,000     | 9,940.8 |
|         | 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 会 計 | 443,000         | 371,000         | 72,000         | 19.4    |
|         | < 小 計 >                 | 36,363,000      | 17,729,000      | 18,634,000     | 105.1   |
|         | 水 道 事 業 会 計             | 4,422,362       | 6,967,111       | ▲ 2,544,749    | ▲ 36.5  |
|         | 下 水 道 事 業 会 計           | 7,661,852       | 7,531,098       | 130,754        | 1.7     |
|         | 《特別会計合計》                | 48,447,214      | 32,227,209      | 16,220,005     | 50.3    |
| 【 総 計 】 |                         | 122,437,214     | 100,327,209     | 22,110,005     | 22.0    |

# 守口市行政経営プラン

魅力と活気にあふれる  
「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現

(案)

令和6年2月

守口市

## 目次

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 策定の趣旨 .....                     | 3  |
| 2 | 基本理念 .....                      | 4  |
| 3 | 計画期間 .....                      | 4  |
| 4 | 行政経営の取組 .....                   | 5  |
| 1 | 財政運営の方針.....                    | 5  |
|   | （1）健全性 ― 財政規律の堅持.....           | 5  |
|   | （2）弾力性 ― 経常収支比率の改善.....         | 5  |
|   | （3）安定性 ― 安定的で持続可能な財政運営.....     | 5  |
|   | （4）持続可能性 ― 将来に負担を残さない対応.....    | 5  |
|   | 収支見通し（令和5年度～令和8年度） .....        | 6  |
| 2 | 歳入の確保.....                      | 7  |
|   | （1）市税等収入の確保.....                | 7  |
|   | （2）使用料・手数料の見直し.....             | 7  |
|   | （3）新たな歳入確保策.....                | 7  |
|   | （4）基金の有効活用.....                 | 7  |
| 3 | 開かれた市政運営.....                   | 8  |
|   | （1）情報発信の強化.....                 | 8  |
|   | （2）予算編成過程の公表.....               | 8  |
| 4 | DXの推進 .....                     | 9  |
|   | （1）市民サービスの向上（来庁不要の推進） .....     | 9  |
|   | （2）市民サービスの向上（マイナンバーカード活用） ..... | 9  |
|   | （3）行政事務の高度化・効率化.....            | 9  |
| 5 | 公民連携・自治体間連携.....                | 10 |
|   | （1）公民連携の拡大.....                 | 10 |
|   | （2）自治体間連携の推進.....               | 10 |
| 6 | 民間委託の更なる推進.....                 | 11 |
|   | （1）民間委託の拡大.....                 | 11 |
|   | （2）新たな民間委託.....                 | 11 |
| 7 | その他事務事業の見直し.....                | 12 |
| 8 | 公共施設、インフラのマネジメント.....           | 13 |
|   | （1）マネジメント方針.....                | 13 |
|   | （2）施設の見直し.....                  | 13 |
|   | （3）集約化の検討.....                  | 13 |
|   | （4）施設の運営手法の見直し.....             | 14 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (5) 管理手法の見直し.....                   | 14 |
| (6) 施設の更新.....                      | 15 |
| 9 人事・組織体制の方針.....                   | 16 |
| (1) 働き方改革の推進.....                   | 16 |
| (2) 少数精鋭組織の構築.....                  | 16 |
| (3) 組織の見直し.....                     | 17 |
| 5 魅力と活気にあふれる「いつまでも住み続けたいまちづくり」..... | 18 |
| 1 未来への投資促進.....                     | 18 |
| (1) 子育て世帯の定住促進.....                 | 18 |
| (2) 子育て環境の整備.....                   | 18 |
| (3) 教育の充実.....                      | 18 |
| (4) 若い世代の市内就労促進.....                | 18 |
| 2 健康寿命の延伸.....                      | 19 |
| (1) 市民総合（特定）健康診査の受診率向上と予防事業の充実..... | 19 |
| (2) 市単独の介護保険事業の実施.....              | 19 |
| (3) 福祉の充実.....                      | 19 |
| 3 安全安心のまちづくり.....                   | 20 |
| (1) 防災対策.....                       | 20 |
| (2) 防犯活動の充実と啓発.....                 | 20 |
| (3) 社会情勢の変化への対応.....                | 20 |
| 4 魅力あふれるまちづくり.....                  | 21 |
| (1) 市の魅力創造と発信.....                  | 21 |
| (2) エリアマネジメントの推進.....               | 21 |
| (3) 公共交通の充実.....                    | 22 |
| (4) 環境に配慮したまちづくり.....               | 22 |

## 1 策定の趣旨

これまで、本市では、3次にわたる「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定し、徹底した事務事業の見直しを含む積極的な行財政改革に取り組むことにより、強固な行財政運営の基盤を確立してきました。

現行計画である「第3次もりぐち改革ビジョン」(案)(以下「第3次ビジョン」といいます。)に記載している取組項目 77 項目については、49 項目が達成、11 項目が達成見込となっており、75%を超える項目で取組の成果を上げることができています。

しかし、人口減少や少子高齢化のさらなる進行により、本市を取り巻く社会経済状況がますます厳しくなることが予想される中、これまで取り組んできた「量的」な見直しや削減のみによる改革の手法では限界があります。

他方、昨今のエネルギー価格や物価の高騰による市民生活、事業者の経済活動への影響は、収束の兆しが見通せず、また、資材価格の高騰をはじめ、市財政への影響も計り知れません。

このような社会情勢の変化に即応できるよう、これまでの改革マインドを継承するとともに、市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指すという「行政経営」の視点を踏まえ、より質の高い、効率的・効果的な行政運営を進めるため、第3次ビジョンを引き継ぐ新たな計画として、守口市行政経営プラン(以下「本プラン」といいます。)を策定します。

## 2 基本理念

### 市の経営資源を最大限活用した行政運営による 「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現！

第3次ビジョンにおいては、「強固な行財政運営基盤を堅持し「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現を！」を基本理念として、新たな手法による行財政改革と新たな政策創造を推進してきました。

今後もこれらの改革と創造の取組を継続することを基本としつつ、いわゆる「ヒト・モノ・カネ・情報」という市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、新たな政策創造による市民サービスの更なる向上を目指すという行政経営の視点を持つことを基本理念とし、本計画を推進します。

#### 行政経営プランの基本方針

##### ●選択と集中

～施策の優先順位を意識し、限られた経営資源を効果的に活用します～

##### ●様々な手法を活用

～公民連携や自治体間連携、DXの推進など、様々な手法を取り入れます～

##### ●発信力の強化

～取組を実施するだけでなく、積極的にその情報を発信します～

## 3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

## **4 行政経営の取組**

### **1 財政運営の方針**

今後も引き続き、財政規律を遵守し、健全な財政運営に取り組む。

#### **(1) 健全性 — 財政規律の堅持**

「歳入の範囲内で歳出を組む」という原則を貫く予算編成を徹底し、実質収支の黒字を堅持する。

**【目標】 毎年度の実質収支黒字**

#### **(2) 弾力性 — 経常収支比率の改善**

弾力性のある財政構造の確保に向け、経常収支比率の改善を目指す。

**【目標】 経常収支比率 令和8年度末 95%**

#### **(3) 安定性 — 安定的で持続可能な財政運営**

社会経済情勢の変化による税收減や災害等の不測の事態に対応できる一般財源を確保しておく観点から、今後も財政調整基金に一定額を積み立てておく。

**【目標】 財政調整基金 50 億円を維持**

#### **(4) 持続可能性 — 将来に負担を残さない対応**

将来世代に負担を残さないよう、市債の借り換え時期における減債基金を活用した繰上償還等により、起債残高及び公債費をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準（※）を大きく下回ることを目指す。

（※）早期健全化基準： 実質公債費比率 25% 将来負担比率 350%

## 収支見通し（令和5年度～令和8年度）

（単位：百万円）

| 区分 |                 | R4     | R5決算見込み | R6     | R7     | R8     |
|----|-----------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 市 税             | 22,113 | 22,724  | 22,578 | 22,631 | 22,687 |
|    | 地 方 譲 与 税 等     | 4,428  | 4,540   | 4,541  | 4,541  | 4,541  |
|    | 地 方 交 付 税       | 9,463  | 9,647   | 9,400  | 9,094  | 8,932  |
|    | 分 担 金 及 び 負 担 金 | 912    | 1,012   | 941    | 914    | 889    |
|    | 使 用 料 及 び 手 数 料 | 750    | 750     | 749    | 748    | 747    |
|    | 国 ・ 府 支 出 金     | 28,590 | 26,157  | 24,379 | 24,620 | 24,381 |
|    | 市 債             | 3,591  | 4,475   | 3,732  | 8,702  | 12,289 |
|    | 財 産 収 入         | 1,371  | 353     | 821    | 223    | 100    |
|    | そ の 他           | 4,009  | 2,060   | 5,518  | 5,926  | 4,897  |
|    | 歳入合計            | 75,227 | 71,718  | 72,659 | 77,399 | 79,463 |
| 歳出 | 人 件 費           | 5,917  | 5,963   | 5,879  | 5,685  | 5,844  |
|    | 扶 助 費           | 14,770 | 14,977  | 14,878 | 14,788 | 14,720 |
|    | 公 債 費           | 7,173  | 4,742   | 6,355  | 4,490  | 4,824  |
|    | 物 件 費           | 10,724 | 8,845   | 8,126  | 8,744  | 8,466  |
|    | 補 助 費 等         | 24,458 | 23,978  | 20,991 | 21,520 | 21,953 |
|    | 繰 出 金           | 2,211  | 3,632   | 5,190  | 5,316  | 5,442  |
|    | 建 設 事 業 費       | 4,779  | 5,897   | 7,662  | 13,790 | 17,001 |
|    | 積 立 金           | 2,270  | 520     | 1,287  | 1,674  | 165    |
|    | そ の 他           | 515    | 1,642   | 381    | 389    | 382    |
|    | 歳出合計            | 72,817 | 70,196  | 70,749 | 76,396 | 78,797 |

|      |       |       |       |       |     |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 実質収支 | 2,290 | 1,522 | 1,910 | 1,003 | 666 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|

※参考

|               |        |        |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金（年度末残高） | 5,148  | 6,031  | 5,811  | 5,076  | 5,104  |
| 減債基金（年度末残高）   | 822    | 1,924  | 462    | 847    | 647    |
| 市債年度末残高       | 55,652 | 56,317 | 54,561 | 60,449 | 69,645 |

※歳入の地方譲与税等は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・法人事業税交付金・

自動車取得税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金

※歳入のその他は、寄附金・繰入金・繰越金・諸収入

※歳出のその他は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金

## 2 歳入の確保

強固な行財政運営基盤の堅持と、市民サービスにおける「受益と負担」の公平性の観点から、歳入確保に取り組む。

### (1) 市税等収入の確保

- 市税の徴収率向上の取組を更に徹底強化し、徴収率を大阪府内平均水準（参考：令和4年度実績 98.7%）まで向上させる。
- 国民健康保険料は、毎年大阪府が市町村ごとに示す標準収納率（参考：令和4年度は 92.24%）を堅持するとともに、後期高齢者医療保険料についても、更なる収納率向上を図る。
- 新たに単独での徴収を開始する介護保険料について、従前以上（参考：くすのき広域連合 令和4年度実績：99.09%）に収納率の向上を図る。

### (2) 使用料・手数料の見直し

- 利用料・手数料について、受益者負担の考え方を原則とし、物価上昇など社会経済情勢を踏まえた見直しや、新たな有料化を検討する。

（検討例）

- ・ コミュニティセンター（体育室空調）
- ・ 学校体育施設目的外使用（屋内運動場空調）
- ・ その他全施設（物価高対応）

### (3) 新たな歳入確保策

- 地域産業の活性化・市の PR にも繋がる、ふるさと納税の増額に向けた取組（返礼品提供事業者の開拓等）を継続し、ふるさと納税額を増加させる。
- 大きな財源を要する新たな施策を実施する際には、ふるさと納税・企業版ふるさと納税・クラウドファンディング・ネーミングライツなど、様々な歳入確保策を検討する。

### (4) 基金の有効活用

- 基金に属する現金について、安全性、確実性、流動性を考慮しつつ、有価証券による運用を行い、より有利な利息収入の確保を図る。
- 人材育成や福祉など、特定目的を定めて設置している基金について、市民サービス向上に向け、それぞれの目的内での活用を積極的に検討する。

### 3 開かれた市政運営

より多くの、特に若い世代の方々に市政に対して関心を持ち、参画していただけるよう、市が進めている施策や今後の行政課題などに関する情報発信を強化する。

#### (1) 情報発信の強化

- 広報誌のみならず、ホームページや SNS、報道機関などあらゆるメディアを通じて積極的に市政情報、市の魅力情報を発信する体制を構築する。

#### (2) 予算編成過程の公表

- 透明性の高い市政運営を推進するため、予算編成過程を公表する。

## 4 DXの推進

市民サービスや利便性の向上、市役所業務の効率化に向け、デジタル・トランスフォーメーションの更なる推進に取り組む。

### (1) 市民サービスの向上（来庁不要の推進）

- オンライン申請の拡充
  - ・ 市民や事業者の利用率の高い行政手続を令和8年度までに 100%オンライン申請可能とする。(令和5年8月：92 手続 → 令和9年3月：466 手続)
  - ・ 誰もが手軽に使いやすいLINEによる申請を導入する。
- オンライン相談の導入
  - ・ 子育て相談など電話や対面で行っている相談について、オンライン相談を導入する。
- オンライン決済の充実
  - ・ 公金収納のデジタル化について、国の動向を見据え、全ての公金納付において対応できるよう検討する。
  - ・ 公共施設予約システムにおいてオンライン決済を導入する。

### (2) 市民サービスの向上（マイナンバーカード活用）

- マイナンバーカードの利活用促進のため、コンビニでの証明書交付手数料を100円減額する。
- マイナンバーカードの読取による本人確認・申請書作成を実現するなど、「書かない窓口」を導入する。
- マイナンバーカードを活用した市独自の市民サービス向上施策を検討する。

### (3) 行政事務の高度化・効率化

- 電子決裁の導入
  - ・ 電子決裁率を原則100%とするとともに、会議資料の電子化などペーパーレス化を徹底し、印刷枚数を20%削減する。
- 新たな行政システム化の推進
  - ・ 紙の管理等、システム化が行われていない業務について、積極的にデジタル化を進める（電子契約書の導入等）。
- AI、RPAのさらなる活用推進
  - ・ AI-OCR及びRPAを活用し、定型的な業務を自動化することで事務の効率化を図る。

- タブレット PC やインターネット環境の充実など、セキュリティ対策を講じた上で、各職員が効率的に働くことができる環境を整備する。
- 介護保険認定審査会など、オンラインによる会議の開催を推進する。

## 5 公民連携・自治体間連携

企業や大学の社会貢献ニーズとの連携や自治体間の連携により、様々な市の行政課題の解決に取り組む。

### (1) 公民連携の拡大

- 公民連携デスクの更なる活用
  - ・「守口市公民連携デスク」の活動を引き続き充実し、市と企業等との対話を通じたマッチングによる新たな施策を実現する。
- 公民連携による住宅セーフティネットの充実
  - ・市内の居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者に対して安定した居住の確保を支援する「守口市居住支援協議会」を設置し、令和6年度から稼働する。
- 教育における連携
  - ・大学や民間企業との連携による出前授業を実施するなど、小中学校における教育活動の充実・支援に取り組む。

### (2) 自治体間連携の推進

- 消防・救急体制の強化に向け、近隣自治体と連携し、更なる消防の広域化を検討する。
- 水道広域化に向けた大阪市との庭窪浄水場の共同運用（令和6年度～）を円滑に進める。
- 下水道事業における広域連携の可能性を引き続き調査する。

## 6 民間委託の更なる推進

「民間でできることは民間で」の考え方の下、民間事業者のノウハウを活用した効果的かつ効率的な行財政運営に取り組む。

### (1) 民間委託の拡大

- 新たな窓口業務委託について検討を進める。
  - ・ 認定こども園等関係事務
  - ・ 市民保健センター内部事務及び窓口等業務
  - ・ 秘書等業務
- 既に委託している以下の業務について、委託内容の拡大を検討する。
  - ・ 総合窓口業務（委託項目の拡大）
  - ・ 工事監理業務委託（適用する工事を拡大）
  - ・ 下水終末処理場等管理（施設修繕等）
  - ・ 浄水場施設等運転管理他業務（水質検査等）

### (2) 新たな民間委託

- 民間のノウハウを活用したサービス向上の観点と費用対効果の検証も行いつつ、新たな民間委託に取り組む。
  - ・ 工事等における検査補助業務
  - ・ 業務効率化のための ICT 関係サポート業務
  - ・ 路上喫煙防止啓発業務
  - ・ 学校及び認定こども園の給食関係業務

## 7 その他事務事業の見直し

- 密集市街地の解消に向けた取組
  - ・密集市街地対策事業のうち、避難経路や緊急車両の通行確保のための道路拡幅については、事業の継続性の観点から引き続き実施する。一方、老朽木造住宅の除却助成については、建物の自然更新によって、避難確率の目標値の達成が見込まれることから、令和7年度をもって終了とする。
- 簡易消火栓の見直し
  - ・地域による初期消火活動のため設置している簡易消火栓について、消防団の小型ポンプ積載車が配備されていることから、周辺の状況と地域における管理状況を踏まえた上で、不要となる簡易消火栓を順次撤去する。
- コミュニティバス「愛のみのり号」
  - ・AI オンデマンドバス等、新たなモビリティの活用検討を前提として、コミュニティバス「愛のみのり号」については、利用の現状を踏まえ、現在の委託期間の終期である令和6年度末をもって廃止する。
- 生活保護業務の見直し
  - ・生活保護業務の適正化と効率的な業務実施に向けたケースワーク業務の手法見直しを継続する。
- 広報誌配付手法の見直し
  - ・広報誌を全世帯に対して確実に届けられるよう、広報誌の配付手法の見直しを行う。

## 8 公共施設、インフラのマネジメント

人口減少・少子高齢化の進行や、公共施設の一斉老朽化、更新コスト増による財政への影響を鑑み、施設の総量縮減にも取り組む。

### (1) マネジメント方針

- 未利用地の売払い等
  - ・行政目的を終了した公共施設閉鎖後の未利用市有地については、市としての将来利用の可能性、方向性を全庁的に議論し速やかに決定するとともに、活用の見込みがない場合は、将来世代のための市民サービス・施設整備の財源とするため、売却（基金に積立て）又は長期貸付を行うことを基本方針とする。
- 公民連携手法の活用
  - ・PPP/PFI 優先検討規程を制定し、新たな公共施設整備等に当たっては、PPP/PFI 等の手法の活用を推進する。

### (2) 施設の見直し

- 児童センター
  - ・本施設が持つ機能と地域において必要となる子育て支援機能を踏まえ、施設の廃止も含めて、あり方を検討する。
- 障がい者・高齢者交流会館
  - ・本施設が担う会館機能について、代替手段を検討した上で、老朽化が進む現施設については、廃止も含めて、あり方を検討する。

### (3) 集約化の検討

- 市営住宅
  - ・廃止を決定している耐震性のない市営住宅の住替促進事業の早期完了に向け、取組を推進する。
  - ・老朽化が進む市営住宅について、新規入居者募集の停止を継続し、施設の集約手法の検討を進める。
- 都市公園
  - ・特色ある公園整備を計画的に推進するため、「選択と集中」の観点から、小規模公園を中心に、利用度の低い老朽化した都市公園等の集約、再編を図る。

#### (4) 施設の運営手法の見直し

- わかくさ・わかすぎ園
  - ・児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担っていくため、市の責任の下で民間活力を導入する指定管理者制度による運営とする。
- 公立認定こども園
  - ・外島認定こども園の民間移管(令和7年4月～)を着実に進めるとともに、引き続き、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況や市職員(保育士)の退職状況等を踏まえ、順次、民間移管を進める。
- 旧中西家住宅
  - ・現在の施設の運用状況を踏まえ、管理運営手法の見直しを検討する。
- コミュニティセンター
  - ・8施設を3エリアに分け、指定管理者3者による管理を行っているが、より効率的な運営となるよう、次期指定管理者の指定に向け、選定手法を検討する。

#### (5) 管理手法の見直し

- インフラ施設の包括管理業務委託
  - ・インフラ施設に係る維持管理業務について、施設種別ごとに包括的に委託を行う包括管理業務委託に移行する。
    - ・公園      ・道路      ・下水道
- 市所有の集会所
  - ・市が施設を所有する集会所について、利活用促進等の観点から、それぞれの経緯を踏まえた上で、建物を地域に譲渡し、管理と所有の一元化に向け協議を進める。

## （６）施設の更新

- 教育環境の充実に向けた学校施設の整備
  - ・守口市立学校施設整備計画や学校規模等適正化基本方針（改訂版）に基づき、老朽化に加え、児童数の増加により教室不足が見込まれる守口小学校の建替えを着実に推進するとともに、老朽化した八雲小学校と下島小学校を統合し、八雲中学校も合わせた義務教育学校の整備を推進する。
  - ・児童数や学級数の増加により、教室不足など教育環境に支障が出ることが見込まれる際には、学校選択区域の導入等を検討し、それでも対応が難しい場合は、速やかに校舎の増築に着手する。
- 下島地域における整備推進
  - ・国による下島地域における淀川スーパー堤防の整備と併せ、八雲中学校区における義務教育学校の整備と下島公園の代替となる公園の整備に取り組む。
- 下水道施設
  - ・老朽化が進む下水道施設の計画的な更新のため、下水処理場のあり方及び八雲ポンプ場の更新方針等について具体的な検討を進める。
- 新体育館
  - ・守口市にぎわい交流施設整備基本計画に基づき、大枝公園に隣接する旧寺方小学校跡地において、DBO 方式により、新たな体育館を整備する。

## 9 人事・組織体制の方針

職員が、ワーク・ライフ・バランスを大切にし、健康に日々の職務を遂行できるとともに、風通しが良く組織力の高い少数精鋭組織の構築に取り組む。

### (1) 働き方改革の推進

- 仕事と生活の調和を実現
  - ・働き方改革を更に推進し、男女ともに育児・介護でキャリアが途切れないような人事異動や昇任、職場環境づくりを行う。
  - ・仕事と子育ての両立を図るため、男性職員の育児休暇取得等の利用を促進する。
  - ・タスク管理や業務の共有による時間外勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得促進による職員の健康の保持増進を図る。
- 窓口開設時間の見直し
  - ・コンビニ交付手数料の減額等、マイナンバーカードの普及状況も踏まえた利活用促進による市民サービスの向上と併せ、窓口開設時間の見直しを行う。(総合窓口課の金曜夜間・日曜開庁を縮小)
  - ・来庁予約制の導入や主に事業者向けの窓口を対象とした窓口時間の短縮を検討する。

### (2) 少数精鋭組織の構築

- 戦略的な人材育成
  - ・新たに改定する人材育成基本方針に基づき、少数精鋭にふさわしい人材育成を行う。
  - ・職務、職責のあり方を見直し、管理職の責任とマネジメント力強化を促す。
  - ・事務職員についても、専門性を高める配置を実施する。
- 効果的・効率的な採用
  - ・専門的な資格・知識を有し、即戦力となる人材を採用するキャリア採用を実施する。
  - ・専門知識を有する任期付職員（技術職、福祉職等）を活用する。
  - ・公立認定こども園の民間移管方針を継続し、新たな保育士採用は行わない。また、民間移管状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制する。

○ 定員管理計画の策定

- ・今後の事務事業の見直し（民間委託等）などを見据える一方、専門性のある職員の採用も図りつつ、限りある人員・人材（人的資源）の新たな行政需要への対応等、必要な部門に重点配置できるよう定員管理計画を策定する。
- ・公務の能率的な運営を確保するため、任期付職員を含む正規職員で、効率的で質の高い行政運営を実施することとし、会計年度任用職員の任用はできる限り抑制する。

**（３）組織の見直し**

○ 市民に分かりやすく、時代に即応した効率的な組織体制を構築する。

- ・京阪守口市駅周辺エリアをはじめ、公民連携による総合的なまちづくりを推進するため、新たな組織を設置する。
- ・国民健康保険及び後期高齢者医療と介護保険が連携し、保健事業や介護予防事業を実施できるよう、それぞれの組織を健康福祉部に一元化する。
- ・全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を目的として、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置する。

## 5 魅力と活気にあふれる「いつまでも住み続けたいまちづくり」

### 1 未来への投資促進

子育て世帯の定住促進を図り、活気あふれるまちづくりを実現していくため、未来への投資促進に取り組む。

#### (1) 子育て世帯の定住促進

- 幼児教育・保育の無償化に続く子育て世帯の経済的負担軽減策として、小学校給食費を恒久的に無償化する。(令和5年2学期から実施)
- 全員喫食方式の中学校給食の実施と給食費無償化に向け、取組を進める。
- 塾・習い事への助成など、子育て世帯の守口市への定住を促進できる更なる支援施策を検討する。

#### (2) 子育て環境の整備

- 全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を図るため、令和6年度中に児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置する。
- 民設民営の児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施の促進及び運営に関する補助金制度を創設する。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に対し総合的な支援を行う体制を整えるため、ひとり親の方への支援に特化した窓口等の設置を行う。

#### (3) 教育の充実

- 児童生徒の学力向上
  - ・学習用タブレット端末の活用による授業改善や民間活力による学習会等の実施により、子ども達が自ら学ぶ力を定着させることで、1人ひとりの着実な学力向上を図る。
  - 具体的には、学力下位層の割合を直近3ヵ年の全国平均まで縮小させることを当面の目標として設定する。
- 不登校対策
  - ・大幅に増加している不登校の児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門家による支援とともに、ICT活用や外部機関との連携等による多様な学びを確保する。

#### (4) 若い世代の市内就労促進

- 若い世代の定住促進と中小企業の人材不足解消のため、奨学金の返還支援制度について実施を検討する。

## 2 健康寿命の延伸

高齢者が生きがいを持って、いつまでも健康で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸に向け取り組む。

### (1) 市民総合（特定）健康診査の受診率向上と予防事業の充実

- 個別健診の導入
  - ・市民総合（特定）健康診査の受診率向上に向けた受診機会の拡大を図るため、現在の市民保健センターにおける集団健診方式に加え、医療機関での個別健診方式を導入する。
- 予防事業の充実
  - ・市民総合（特定）健康診査の結果による生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けた取組を進める。
  - ・健診データを効果的に活用し、リスクの高い方に対してアウトリーチによる適切な支援を行う高齢者保健事業と医療・介護予防の一体的実施事業に取り組む。

### (2) 市単独の介護保険事業の実施

- くすのき広域連合の解散を受け、令和6年4月から市単独での介護保険事業の実施に向け、円滑な移行ができるよう体制を構築する。
- 高齢者が自ら元気に生きがいを持って過ごすことができるよう、介護予防を充実する。
  - ・通いの場での講座の開催など、通いの場の更なる充実と拡大
  - ・DXを活用した介護予防ケアマネジメントの推進
  - ・フレイル予防のための短期集中型サービス（通所型サービスC）の利用を積極的に勧奨
- 介護保険事業について、介護認定及び給付の適正化に取り組む。

### (3) 福祉の充実

- 包括的相談支援体制の構築
  - ・相談内容が多様化、複雑化する中で、社会福祉協議会を始めとする関係機関等との連携協力のもとで、包括的に相談支援を行うことができる体制を構築する。
- 成年後見制度の利用促進
  - ・認知症患者等の権利擁護に向け、司法関係者を含めた地域連携ネットワークを構築し、中核を担う機関を設置することにより、成年後見制度の利用を促進する。
- 移動支援の充実
  - ・福祉施策として、福祉タクシーの利用補助を拡充する等、外出が困難な方への支援を充実する。

### 3 安全安心のまちづくり

災害への備えをはじめとして、様々な脅威から市民の生命と財産を守るため、安全安心のまちづくりに取り組む。

#### (1) 防災対策

- 消防団の体制の充実
  - ・地元の状況をよく知る消防団員による活動や被災者支援はもとより、予防的防災活動の充実を図るため、市全域への分団設置を促進する。
- 地域防災センターの設置
  - ・救援物資の地域における中継基地機能や備蓄倉庫機能を有する「地域防災センター」について、よつば未来公園内に整備した東部地域防災センターに続き、南部地域防災センターを整備する。

#### (2) 防犯活動の充実と啓発

- 防犯活動の充実に向けた市民への周知・支援
  - ・市民の防犯意識の向上とその防犯活動の充実を図るため、防犯委員への積極的な参画や青色防犯パトロール隊の活動促進に向けた周知、支援を行う。
- 警察との連携による防犯に関する取組の啓発・発信
  - ・守口警察署と連携し、防犯教室や広報誌、SNS等を通じて、新たに1100台に更新・増台した防犯カメラを始めとする市の防犯に関する取組やその効果を発信することで、体感治安の向上を図る。

#### (3) 社会情勢の変化への対応

- 市民生活・事業者活動支援
  - ・近年の物価高への対策など、市民生活・事業者活動への適切な支援を行う。

#### 4 魅力あふれるまちづくり

若い世代を始め、市内外の多くの方が守口市の魅力を感じられるまちづくりに取り組む。

##### (1) 市の魅力創造と発信

- 新たな魅力の積極的な発信
  - ・市の認知度向上、魅力向上のため、市内外の人に守口市の魅力として認知される“守口ブランド”を創造・発見し、ホームページ、SNS やイベント等あらゆる機会を通じ、積極的かつ効果的に発信する。
- 万博を契機とした魅力発信
  - ・2025 年の大阪・関西万博を契機として、万博会場への出展等により、守口市の魅力を全国・全世界に向け、発信する。

##### (2) エリアマネジメントの推進

- 京阪電鉄守口市駅周辺の賑わい創出
  - ・守口市駅北側エリアリノベーション戦略に基づくウォーカブルの推進等、市民や民間企業等との連携によるエリア価値の向上に取り組む。
  - ・守口市駅南側周辺地域のまちづくりについて、新たなホール整備も含め、周辺地権者との協議も行い、社会経済情勢を踏まえた最適なあり方を検討する。
- 都市計画道路豊秀松月線の拡幅整備
  - ・景観や防災面に配慮した賑わいとゆとりある歩行空間の創出を目指し、歩道拡幅や電線類の地中化による無電柱化、自転車通行空間や植樹帯の整備を進めるとともに、「歩行者利便増進道路制度」の活用も念頭に、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築する。
- 歴史文化資源としての文禄堤の活用
  - ・京都と大阪を結ぶ「京街道」の史跡である文禄堤について、公民連携による旧徳永家住宅の活用を進めるとともに、守口市駅北側のエリアリノベーションと併せ、文禄堤のさらなる活性化に取り組む。

### （３）公共交通の充実

- 大阪モノレール南伸に伴う中間駅設置促進
  - ・大阪モノレール南伸事業に伴う門真市駅と（仮称）門真南駅との間の新駅の設置については、令和 11 年度の開業を目指し、門真市をはじめ、大阪府及び大阪モノレール株式会社とも緊密に連携し、その実現に取り組む。
- 新たなモビリティの活用検討
  - ・AI オンデマンドバスなど、新たなモビリティ導入の可能性について、引き続き検討する。

### （４）環境に配慮したまちづくり

- 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組む。
  - ・公民連携による電気自動車の普及促進
  - ・森林環境譲与税を活用した国産木材利用
  - ・製品プラスチックごみの分別収集の開始（令和 10 年度～）

## 令和6年度守口市一般会計の編成状況

## 1 令和6年度一般会計予算に対する要求状況

令和6年度当初予算の要求額は、少子高齢化の進展、障がい者福祉等による社会保障経費の増や、老朽化した公共施設等の整備更新や学校建設などによる建設事業費の増、借換え期日の到来に伴う公債費の増などにより、令和5年度当初予算681.0億円と比較して、79.6億円、11.7%の増となった。

## 2 令和6年一般会計予算に対する要求額の調整（査定）

「歳入の範囲内で歳出を組む」という原則のもと、「選択と集中」により施策の優先順位を見極め、限られた財源の中で各事業をより効率的、効果的に実施するため、事業の内容、必要性、緊急性、経費の正当性等を精査し、各事業において要求額の調整（査定）を行った。

## 3 令和6年度一般会計予算案の決定

要求額に対し、20.7億円の減額の調整（査定）を行った結果、令和6年度一般会計予算案の歳出予算総額は739.9億円となり、令和5年度当初予算681.0億円と比較して、58.9億円、8.6%の増となった。

## ●一般会計 目的別歳出予算

| 款       | 令和6年度予算         |            |                  | 令和5年度予算      | 当初予算額対前年度比較      |        |
|---------|-----------------|------------|------------------|--------------|------------------|--------|
|         | 当初予算額(案)<br>(A) | 要求額<br>(B) | 調整額<br>(A) - (B) | 当初予算額<br>(C) | 増減額<br>(A) - (C) | 増減率    |
| 1 議会費   | 3.9億円           | 3.9億円      | 0.0億円            | 3.9億円        | 0.0億円            | -      |
| 2 総務費   | 63.8億円          | 66.3億円     | ▲2.5億円           | 59.1億円       | 4.7億円            | 8.0%   |
| 3 民生費   | 418.2億円         | 423.5億円    | ▲5.3億円           | 392.1億円      | 26.1億円           | 6.7%   |
| 4 衛生費   | 48.0億円          | 51.2億円     | ▲3.2億円           | 66.0億円       | ▲18.0 億円         | ▲27.3% |
| 5 産業費   | 1.2億円           | 1.2億円      | 0.0億円            | 1.0億円        | 0.2億円            | 20.0%  |
| 6 土木費   | 45.7億円          | 51.5億円     | ▲5.8億円           | 51.7億円       | ▲6.0 億円          | ▲11.6% |
| 7 消防費   | 23.2億円          | 23.3億円     | ▲0.1億円           | 24.1億円       | ▲0.9 億円          | ▲3.7%  |
| 8 教育費   | 71.4億円          | 75.5億円     | ▲4.1億円           | 35.1億円       | 36.3億円           | 103.4% |
| 9 災害復旧費 | 0.0億円           | 0.0億円      | 0.0億円            | 0.0億円        | 0.0億円            | -      |
| 10 公債費  | 64.1億円          | 63.9億円     | 0.2億円            | 47.7億円       | 16.4億円           | 34.4%  |
| 12 予備費  | 0.3億円           | 0.3億円      | 0.0億円            | 0.3億円        | 0.0億円            | -      |
| 合 計     | 739.9億円         | 760.6億円    | ▲20.7億円          | 681.0億円      | 58.9億円           | 8.6%   |

※当初予算額、要求額ともに年々持続して固定的に支出される経費である経常的経費と、政策的な判断のもと、行政サービスの新たな実施や拡充に支出される経費である臨時的経費の合算額。

※金額は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

## 【表の説明】

当初予算額：市長査定を経て決定した予算案。市民の代表である市議会において予算案が審議されます（可決により成立）。

要 求 額：各担当部局が事業の経費として見積り、企画財政部に要求があった金額。

調 整 額：当初予算額と要求額の差引金額。査定を経て、増額した場合はプラス、減額した場合はマイナス（▲）の表記となります。

令和 6 年度 臨時的経費査定結果一覧

| 部・室・課                  |           | 事業名称                                              | 事業概要                                                                                                                         | 要求額<br>(千円) | 査定額<br>(千円) |
|------------------------|-----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 危機管理室                  |           | (仮称) 南部地域防災センター建設事業                               | 市南部地域における平時の物資備蓄及び災害時のプッシュ型救援物資受入拠点として、(仮称) 南部地域防災センターを建設する。                                                                 | 122,127     | 122,127     |
| 危機管理室                  |           | 地域消防力強化事業                                         | 大規模災害時における全市域での機動的な消火対応に向けた消防団の分団設置を進めるため、さくら分団庫建設工事及び(仮称) 錦分団庫建設に係る旧環境衛生事務所解体設計を実施する。                                       | 14,492      | 13,911      |
| 危機管理室                  |           | 簡易消火栓点検事業                                         | 初期消火を目的として、市内に約700箇所整備されている簡易消火栓の老朽化状況を把握するための点検を実施する。                                                                       | 10,725      | 0           |
| 企画<br>画<br>財<br>政<br>部 | 企画課       | 第6次総合基本計画後期基本計画等策定事業                              | 基本構想に定める将来都市像の達成に向け、令和8年度を始期とする第6次守口市総合基本計画の「後期基本計画」及び「第3期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。                                          | 5,500       | 5,500       |
|                        | 企画課       | 大阪・関西万博子ども無料招待事業                                  | 大阪府が実施する大阪・関西万博への子ども無料招待と連携し、市独自の無料招待(2回目)を実施する。                                                                             | 1,450       | 1,450       |
|                        | デジタル戦略課   | 対話型オンライン申請アプリケーション導入事業                            | D X推進による市民サービス・利便性の更なる向上を図るため、LINEを活用し、一問一答の対話型で行政手続を申請することができるアプリケーションを導入する。                                                | 11,390      | 11,390      |
|                        | 財産活用課     | 金下貸店舗解体事業                                         | 土居商店街内の金下貸店舗を解体する。                                                                                                           | 38,280      | 38,280      |
|                        | 魅力創造発信課   | 大阪・関西万博機運醸成事業                                     | 大阪・関西万博の開催に向け、2025年日本国際博覧会協会を始め、大阪府や市町村、経済界等との連携を強化し、万博関連情報の発信やイベントへの参画等により機運醸成を図る。                                          | 1,227       | 1,000       |
|                        | 魅力創造発信課   | 新シンボルキャラクター(もり吉の家族)創作事業                           | 新たなシンボルキャラクターの設定によるシティプロモーションの強化に向け、「もり吉」の家族を新たに創作する。                                                                        | 2,386       | 0           |
| 総務<br>部                | 総務課       | 工事検査補助業務委託事業                                      | 外部の技術力を活用するとともに、検査ノウハウを取り入れることで、工事の品質確保、検査事務の効率化及び技術職員の技術力向上を図るため、工事検査業務の補助を委託する。                                            | 2,530       | 2,530       |
|                        | 総務課       | 電子契約システム導入事業                                      | 行政D X推進による行政事務の更なる効率化を図るため、大阪府が共同調達する電子契約システムを導入する。                                                                          | 1           | 1           |
|                        | 納税課       | 預貯金照会デジタル化推進事業                                    | D X推進による行政事務の更なる効率化を図るため、金融機関とのデータ連携により対象者の口座照会がオンラインで可能となる預貯金照会サービスを導入する。                                                   | 757         | 757         |
|                        | 総務課       | エコカー導入に向けた公用車駐車場改良事業                              | 公用車を段階的に電気自動車に更新するにあたり、公用車駐車場の駐車線の引き直しや充電設備の設置に向けた実施設計を行う。                                                                   | 5,000       | 0           |
| 市民<br>生<br>活<br>部      | コミュニティ推進課 | 西部コミュニティセンター改修事業                                  | 西部コミュニティセンター本館の施設老朽化に伴う改修に向け、実施設計及び石綿調査を実施する。                                                                                | 27,830      | 27,830      |
|                        | コミュニティ推進課 | 庭窪コミュニティセンター整備事業                                  | 旧にわくば幼稚園跡地に新たな庭窪コミュニティセンターを建設するとともに、現施設を解体し、駐車場及びエントランスとして整備する。                                                              | 254,709     | 254,709     |
|                        | コミュニティ推進課 | 淀江倉庫解体事業                                          | 淀江倉庫の解体に向けた実施設計及び石綿調査を実施する。                                                                                                  | 2,640       | 2,640       |
|                        | 地域振興課     | 奨学金返還助成事業                                         | 人材確保支援による市内中小企業等の振興を目的として、奨学金の返還支援を実施している中小企業等に正規雇用されている市民が奨学金の返還を行っている場合に、当該企業等と連携し、市として返還を助成する。                            | 3,700       | 3,700       |
|                        | 保険課       | 【特別会計国民健康保険事業】<br>特定健康診査個別健診導入事業                  | 健康寿命の延伸に向けた特定健康診査の受診機会の拡大を図るため、現在市民保健センターで実施している集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を実施する。                                                   | 13,928      | 13,928      |
|                        | 保険課       | 【特別会計国民健康保険事業】<br>歯科健康診査個別健診導入事業                  | 健康寿命の延伸に向けた歯科健康診査の受診機会の拡大を図るため、現在市民保健センターで実施している集団健診に加え、市内歯科医療機関での個別健診を実施する。                                                 | 9,750       | 9,750       |
|                        | 保険収納課     | 【特別会計国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業】<br>預貯金照会デジタル化推進事業 | D X推進による行政事務の更なる効率化を図るため、金融機関とのデータ連携により対象者の口座照会がオンラインで可能となる預貯金照会サービスを導入する。                                                   | 758         | 758         |
|                        | 人権室       | 困難な問題を抱える女性支援推進事業                                 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されることを受け、困難な問題を抱える女性の発見や相談支援、関係機関との連携等を行うため、女性相談支援員を配置する。                                     | 3,616       | 3,616       |
|                        | コミュニティ推進課 | 北部コミュニティセンター改修事業                                  | 北部コミュニティセンターの施設老朽化に伴う本館の屋上防水、外壁、エレベータ改修、体育室への空調設置等を実施する。                                                                     | 587,430     | 585,970     |
|                        | 地域振興課     | ものづくり企業人材確保支援事業<br>(もりクルート事業)                     | 市内ものづくり企業の若手人材の雇用促進を目的として、工業系の若者が市内ものづくり企業に関心を持ち、事業内容や職場環境への理解を深め、就職先の第一志望となるよう、インターンシップや企業訪問バスツアー等の実施及び市内企業紹介冊子『極の守』の刷新を行う。 | 15,324      | 13,026      |

| 部・室・課 |              | 事業名称                                      | 事業概要                                                                                                                       | 要求額<br>(千円) | 査定額<br>(千円) |
|-------|--------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
|       | 生涯学習・スポーツ振興課 | 新体育館整備事業                                  | 「守口市にぎわい交流施設整備基本計画」に基づく新体育館整備に向け、整備予定地の旧寺方小学校を解体する。                                                                        | 291,061     | 288,759     |
|       | 生涯学習・スポーツ振興課 | 旧徳永家住宅改修事業                                | 旧徳永家住宅の民間事業者による運営に向け、外観、耐震補強、屋根の防水工事等、躯体性能に関わる改修を実施する。                                                                     | 475,438     | 472,040     |
|       | 生涯学習・スポーツ振興課 | 東海道57次 宿駅完成400年記念プロジェクト事業                 | 歴史文化振興の推進に向け、守口門真歴史街道推進協議会が主催する「東海道57次 宿駅完成400年記念プロジェクト」との協働により、東海道に関する講演会やパネルディスカッション、史跡ガイドツアーを開催する。                      | 372         | 233         |
|       | 人権室          | 第4次守口市男女共同参画推進計画策定事業                      | 令和8年度を始期とする「第4次守口市男女共同参画推進計画」を策定する。                                                                                        | 4,490       | 4,100       |
|       | コミュニティ推進課    | 八雲東コミュニティセンター改修事業                         | 八雲東コミュニティセンターの施設老朽化に伴う改修に向け、実施設計及び石綿調査を実施する。                                                                               | 23,760      | 0           |
|       | コミュニティ推進課    | 中部エリアコミュニティセンター体育室改修事業                    | 中部エリアコミュニティセンター体育室の施設老朽化に伴う改修に向け、実施設計及び石綿調査を実施する。                                                                          | 15,730      | 0           |
|       | 総合窓口課        | コンビニ交付における証明書の追加事業                        | コンビニ交付において、個人番号を記載した住民票及び住民票記載事項証明書の発行が可能となるよう、コンビニ交付システムを改修する。                                                            | 6,732       | 0           |
|       | 人権室          | 行政相談委員助成事業                                | 行政相談委員に対して、委員活動に要する経費を助成金として交付する。                                                                                          | 60          | 0           |
| 健康福祉部 | 生活福祉課        | 預貯金照会デジタル化推進事業                            | D X 推進による行政事務の更なる効率化を図るため、金融機関とのデータ連携により対象者の口座照会がオンラインで可能となる預貯金照会サービスを導入する。                                                | 588         | 588         |
|       | 障がい福祉課       | 非常用電源装置購入費用助成事業                           | 日常生活用具のメニューに非常用電源装置及び外部バッテリーを追加し、人工呼吸器や透析液加湿器、たん吸引器を常時必要とする市民を対象に、いずれかの購入に要した経費を一部助成する。                                    | 11,900      | 11,900      |
|       | 高齢介護課        | 高齢者外出支援充実強化事業                             | 高齢者の外出支援の充実強化策として、現行の対象者に加え、65歳以上の要介護1～3の車椅子利用者等も対象とし、年額最大28,800円分の福祉タクシー利用券を交付する。                                         | 723         | 723         |
|       | 高齢介護課        | おうちであんしん高齢者見守り支援事業                        | 高齢者の新たな見守りサービスとして、離れて過ごす家族等が、独居高齢者の冷蔵庫の開閉状況から日常生活リズムを把握し、冷蔵庫に一定時間の開閉がない場合に通知が届く端末機の購入費用を一部助成する。                            | 750         | 750         |
|       | 高齢介護課        | 【特別会計介護保険事業】<br>ケアプラン点検業務委託事業             | 介護給付費適正化事業の1つとして、介護事業所のケアマネジャーが作成したケアプランを事業所に提出させ、点検及び事業所への訪問により改善を行う事業を委託する。                                              | 3,540       | 3,540       |
|       | 高齢介護課        | 【特別会計介護保険事業】<br>徘徊探知機購入補助事業               | 日常生活で徘徊等の行動が認められる65歳以上の者を対象に、行方不明になった際に家族等が効率的に捜索を行うため、徘徊探知機の購入費用を一部補助する。                                                  | 200         | 200         |
|       | 高齢介護課        | 【特別会計介護保険事業】<br>地域包括支援センター業務委託事業者選定支援委託事業 | 令和7～11年度における地域包括支援センター事業の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。                                                                         | 190         | 190         |
|       | 高齢介護課        | 【特別会計介護保険事業】<br>介護予防ケアマネジメント推進事業          | 要介護度の重度化防止に向けた短期集中予防サービス（C型）を受けるためのケアプランの作成や、ケアマネジャーのスキル向上、地域課題の分析を効果的に行うためのシステムを導入するとともに、地域課題の分析結果を基にしたケアマネジメントの研修会を開催する。 | 18,123      | 18,123      |
|       | 健康推進課        | 市民総合（特定）健康診査個別健診導入事業                      | 健康寿命の延伸に向けた市民総合（特定）健康診査の受診機会の拡大を図るため、現在市民保健センターで実施している集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を実施する。                                           | 10,859      | 10,859      |
|       | 健康推進課        | 歯科健康診査個別健診導入事業                            | 健康寿命の延伸に向けた歯科健康診査の受診機会の拡大を図るため、現在市民保健センターで実施している集団健診に加え、市内歯科医療機関での個別健診を実施する。                                               | 4,859       | 4,859       |
|       | 健康推進課        | 骨髄バンクドナー支援事業                              | 骨髄バンクのドナーへの骨髄移植に係る環境改善を目的として、骨髄バンクを介して骨髄等の提供を行ったドナー及びドナーの所属する事業所に対して、補助金を交付する。                                             | 420         | 420         |
|       | 健康推進課        | 高齢者健康増進・介護予防一体化事業                         | 健康寿命の延伸のため、医療・介護のレセプトデータと市民健診のデータを一体的に分析し、健診未受診者等のアプローチが必要と考えられる高齢者宅に保健師が個別訪問等を行い、健康状態の確認や健診の受診勧奨等の相談業務を実施する。              | 1,081       | 1,081       |
|       | 障がい福祉課       | 視覚障がい者外出支援充実強化事業                          | 障がい者の外出支援の充実強化策として、65歳以上の1・2級視覚障がい者を対象に、年額5,000円分の一般タクシー利用券を交付する。                                                          | 3,573       | 1,146       |
|       | 健康推進課        | 窓口・内部事務等委託事業                              | 健康推進課が担う業務のうち、市民健診、公害補償、予防接種等の事務、窓口・電話対応等について委託する。                                                                         | 50,479      | 50,000      |
|       | 健康推進課        | 市民保健センターネットワーク環境等整備事業                     | 市民保健センターにおいて、乳幼児健康診査や発達相談を始めとする全ての母子保健事業を一体的に実施するため、市民保健センター内のネットワーク環境等の整備を行う。                                             | 33,240      | 16,500      |
|       | 地域福祉課        | 市民後見人養成・活動支援事業                            | 成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の育成・活動の促進のため、大阪府社会福祉協議会への委託により、府域で連携し、養成研修及び活動支援を実施する。                                                 | 457         | 0           |

| 部・室・課 |               | 事業名称                                  | 事業概要                                                                                                                                          | 要求額<br>(千円) | 査定額<br>(千円) |
|-------|---------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
|       | 障がい福祉課        | 手話言語条例制定事業                            | 手話言語条例の制定に向け、障がい者自立支援協議会に条例案を諮問するため、自立支援協議会を開催する。                                                                                             | 336         | 0           |
| こども部  | 子育て支援政策課      | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業              | ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合の費用を一部補助する。                                        | 300         | 300         |
|       | 子育て支援政策課      | ひとり親家庭支援相談窓口強化事業                      | ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる窓口を設置し、支援を必要とするひとり親の方を適切な支援につなげるための相談員を設置する。                                                                          | 6,244       | 6,244       |
|       | わかくさ・わかすぎ園    | わかくさ・わかすぎ園指定管理者制度導入事業                 | 児童発達支援センターとしての今後の果たすべき役割を明確化し、更なるサービス向上を図るため、指定管理者制度によるわかくさ・わかすぎ園の運営に移行するための事業者選定を行う。                                                         | 117         | 117         |
|       | こども施設課        | 保育所新規認可施設整備補助事業                       | 待機児童解消の対応に伴う３歳児以降の受け皿拡大を図るため、令和５年度に募集、選定した民間保育所（３施設）を設置する事業者に対し、令和７年度からの保育所の新規施設の開設に向けた整備に係る補助を行う。                                            | 783,561     | 783,561     |
|       | こども施設課        | 病児保育施設整備補助事業                          | 新たに病児保育事業を実施する事業者に対して、国庫補助を活用し、施設整備に係る費用を一部補助する。                                                                                              | 60,819      | 60,819      |
|       | こども施設課        | 民間保育士等緊急確保支援事業                        | 増加する保育ニーズに対する保育の受け皿確保の観点から、新卒採用された保育士等に対し、民間保育事業者との協働により最大40万円を支給する民間保育士等緊急確保支援事業を継続して実施する。                                                   | 1,237       | 1,237       |
|       | こども施設課        | 外島認定こども園民間移管事業（不動産鑑定評価）               | 外島認定こども園の民間移管にあたり、現在の園の用地購入を行うため、用地の適正な価格を把握する必要があることから、不動産鑑定士による鑑定評価を行う。                                                                     | 558         | 558         |
|       | こども施設課        | 外島認定こども園民間移管事業（引継ぎ保育補助）               | 外島認定こども園の民間移管後の円滑な施設運営に向け、引継ぎ保育の実施に要する人件費を一部補助する。                                                                                             | 9,570       | 9,570       |
|       | 子育て世代包括支援センター | 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能強化事業                | 令和６年10月から市民保健センターに児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置（子育て世代包括支援センターを移転）するとともに、支援を要する子どもや保護者等にきめ細やか、かつ早期に対応するためのサポートプランの作成等、母子保健及び児童福祉に関する一体的な相談支援機能を強化する。 | 23,809      | 23,809      |
|       | 子育て支援政策課      | 民間放課後児童クラブ設置促進事業                      | 保護者等の放課後児童クラブの選択肢拡大の観点から、民間放課後児童クラブの設置を促進するため、国・大阪府の子ども・子育て支援交付金を活用し、補助事業を実施する。                                                               | 24,372      | 12,186      |
|       | 子育て支援政策課      | もりぐち児童クラブ運営事業                         | 放課後児童クラブ入会児童室の利用者のニーズに応じて、民間も含め、放課後に利用可能な施設等の調整を行う。                                                                                           | 2,791       | 0           |
|       | 子育て支援政策課      | もりぐち学び体験助成事業                          | 子ども達のさまざまな体験や幅広い知識を習得する機会の創出及び子育て世代の更なる経済的負担の軽減を目的に、習い事の費用を助成する。                                                                              | 42,248      | 0           |
|       | こども施設課        | 一時預かり事業に係る事務職員配置加算（守口市子ども・子育て支援交付金拡充） | 民間認定こども園において、一時預かり事業（14時半以降の預かり事業。幼稚園型Ⅰ）を実施する民間認定こども園に対して、幼稚園型Ⅰの実施に伴う事務職員を配置する費用を補助する。                                                        | 23,515      | 0           |
| 都市整備部 | 道路公園課         | 大宮中央公園（旧さくら小学校跡地）整備事業                 | 旧さくら小学校跡地の新たな公園整備を行う。                                                                                                                         | 498,800     | 498,800     |
|       | 道路公園課         | 八雲東公園再整備事業                            | 隣接する認定こども園の建替に伴う八雲東公園の再整備を行う。                                                                                                                 | 123,000     | 123,000     |
|       | 道路公園課         | 旧佐太老人福祉センター跡地公園整備事業                   | 旧佐太老人福祉センターの解体工事及び跡地に整備予定の公園の実施設計を行う。                                                                                                         | 161,470     | 161,470     |
|       | 道路公園課         | 弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備事業                 | 弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園の再整備に向け、実施設計及び境界確定を行う。                                                                                                        | 27,000      | 27,000      |
|       | 道路公園課         | 道路占用システム導入事業                          | 道路占用許可のオンライン申請開始に伴い、申請内容及び道路の占用箇所をデータベースとして蓄積、管理し、効果的かつ効率的に把握できるシステムを導入する。                                                                    | 0           | 0           |
|       | 道路公園課         | 都市計画道路豊秀松月線事業                         | 都市計画道路豊秀松月線の拡幅整備事業を継続実施する。                                                                                                                    | 243,229     | 243,229     |
|       | 道路公園課         | 府道北大日竜田線交通安全事業                        | 新たな庭窪コミュニティセンターの整備と合わせ、一般府道北大日竜田線の歩道整備（約180m）に向け、土地鑑定及び補償調査を行う。 ※ 大阪府からの受託事業として実施                                                             | 10,500      | 10,500      |
|       | 道路公園課         | 出会いの広場撤去事業                            | 阪神高速道路高架下の歩道空間「出会いの広場」を撤去する。                                                                                                                  | 259,630     | 259,630     |
|       | 都市・交通計画課      | 守口市駅北側エリアリノベーション推進事業                  | 「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」に基づき、旧徳永家住宅の民間事業者活用に向けた協議や、エリアプラットフォーム会議の運営に係る支援等、民間事業者との連携によるエリア価値向上、賑わい創出に資する取組を実施する。                                   | 7,986       | 3,063       |
|       | 道路公園課         | 世木公園維持管理業務委託事業                        | 令和８年度からの指定管理者による管理を見据え、それまでの間、世木公園単独での高木剪定、中低木刈込、草刈り、施設点検、ゴミ掃除、薬剤散布等の維持管理業務を委託する。                                                             | 12,815      | 11,000      |

| 部・室・課 |          | 事業名称                                    | 事業概要                                                                                                                       | 要求額<br>(千円) | 査定額<br>(千円) |
|-------|----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
|       | 住宅まちづくり課 | 市営住宅住替促進事業                              | 老朽化した市営住宅の円滑に住替を円滑に促進するため、引越費用及び移転雑費の継続補助を行うとともに、対象団地の区分所有者との交渉や、補償算定業務を民間の専門事業者に委託する。                                     | 158,062     | 53,960      |
|       | 都市・交通計画課 | 守口市駅北側エリアリノベーション推進事業（桜町団地周辺の再編整備）       | 「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」に基づき、桜町団地周辺の再編整備の事業化に向けた可能性の検討に係る支援を委託する。                                                              | 16,400      | 0           |
|       | 道路公園課    | 西三荘ゆとり道再整備事業                            | 西三荘ゆとり道について、公園として整備を行う。                                                                                                    | 282,800     | 0           |
|       | 道路公園課    | 大宮中央公園再整備事業                             | 大宮中央公園の再整備に向けた実施設計を行う。                                                                                                     | 25,300      | 0           |
|       | 道路公園課    | 地籍調査実施計画策定業務委託                          | 災害復旧の迅速化や公共物管理の適正化を目的に、境界確定に取り組むため、地籍調査事業に着手していくにあたり、「地籍調査実施計画」を策定する。                                                      | 2,427       | 0           |
|       | 道路公園課    | 公園台帳関係書類スキャニング等業務                       | 紙ベースで保管されている公園台帳をGIS上で図面管理できるよう、PDFでのスキャニング等の業務を委託する。                                                                      | 2,072       | 0           |
|       | 住宅まちづくり課 | 市営住宅集約最適化事業                             | 市営住宅の集約最適化に向け、梶第二団地及び大久保団地において、既存団地の解体、移転支援、賃貸住宅整備、維持管理、附帯事業等を一括実施できる民間事業者の公募、選定に係る支援とともに、金下・日吉団地の跡地活用に係る方針検討、基本構想策定を委託する。 | 29,040      | 0           |
|       | 住宅まちづくり課 | 空き家等対策システム導入事業                          | 地域の管理不全な空き家の相談対応において、GIS上にポイントを付け、経過記録や現場写真、送付文書が記録できる空き家管理システムを導入する。                                                      | 4,022       | 0           |
| 環境水道部 | 廃棄物対策課   | 旧第4号炉焼却施設解体及び資源物ストックヤード整備事業             | 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、区域内で収集したプラスチック使用製品廃棄物を保管するスペースとして、旧第4号炉焼却施設を解体し、跡地に資源物ストックヤードを整備する。                          | 148,312     | 148,312     |
|       | 廃棄物対策課   | 一般廃棄物埋立処分業務委託事業                         | 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）と新たに不燃物の処分契約を締結し、現在は受入を行っていない不燃の処理困難物（コンクリートブロック、レンガ、瓦等）を新たに粗大ごみとして受け入れる。                       | 48          | 48          |
|       | 廃棄物対策課   | ふれあい収集事業                                | 狭隘路に面した世帯で、ごみ収集の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、集積場所までごみを持ち出す業務を委託する。                                                       | 1,370       | 1,370       |
|       | 廃棄物対策課   | 粗大ごみ処理券管理業務委託事業                         | 市内の処理券販売店舗で販売している粗大ごみ処理券の管理や配達、販売店舗とのやり取り等の業務を委託する。                                                                        | 8,184       | 8,184       |
|       | 下水道課     | 【下水道事業会計】<br>守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 | 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業に係る事業者を選定し、基本設計を行うとともに、ポンプ棟建設用地を整備するため、汚泥焼却炉施設の解体工事等を実施する。                                          | 307,605     | 307,605     |
|       | 廃棄物対策課   | ごみ処理手数料徴収事業                             | 多量排出ごみ収集、廃家電収集、死獣収集のごみ処理手数料について、前払いによる手数料の徴収業務を委託する。                                                                       | 2,271       | 0           |
|       | 廃棄物対策課   | 粗大ごみ等ごみ処理手数料オンライン決済導入事業                 | 粗大ごみ等受付システムにオンライン決済機能を追加し、キャッシュレス決済を導入する。                                                                                  | 3,791       | 0           |
| 教育部   | 廃棄物対策課   | 事業系廃棄物搬入検査事業                            | ごみの減量や処分の適正化を目的に、市内事業所から一般廃棄物収集運搬許可業者が収集したごみの混入状況に係る検査業務を委託する。                                                             | 3,525       | 0           |
|       | 教育総務課    | 屋内運動場空調設備リース事業                          | 夏季における熱中症対策を主眼とした守口市立学校の屋内運動場の空調設備について、令和9年度に統合を予定する八雲小学校、八雲中学校の屋内運動場に、リース方式により設置する。                                       | 12,837      | 12,837      |
|       | 教育総務課    | 守口小学校施設整備事業                             | 「守口小学校施設整備方針」に基づき、建物の老朽化、児童動線の改良も見据え、校舎建替を中心とした施設整備等を実施する。                                                                 | 1,346,433   | 1,346,433   |
|       | 教育総務課    | 八雲中学校区義務教育学校設置事業                        | 八雲中学校区における新たな義務教育学校の建設に向け、新校舎の実施設計とともに、下島小学校及び下島公園の解体工事を実施する。                                                              | 437,568     | 437,568     |
|       | 教育総務課    | 市立中学校電子錠扉設置事業                           | 市立中学校における不審者等の侵入対策の充実を図り、生徒及び教職員のより一層の安全を確保するため、中学校に電子錠扉を設置するための実施設計を行う。                                                   | 3,850       | 3,850       |
|       | 教育総務課    | さくら小学校校舎増築事業                            | 児童、学級数の増加の予測を踏まえ、さくら小学校の校舎増築に向けた実施設計を行う。                                                                                   | 58,960      | 58,960      |
|       | 学校教育課    | 学校図書館活用促進整備事業                           | 児童生徒の読書習慣の定着に向け、小中学校各1校をモデル校とし、有識者の指導助言を受けつつ、学校図書館内の内装やレイアウト、掲示等の環境整備を実施する。                                                | 4,200       | 4,200       |
|       | 学校教育課    | 土曜日学習充実強化事業                             | 土曜日学習事業について、中学校の定員を拡充するとともに、選択科目を現在の国語、数学に加え、英語も可能とすることにより、事業の充実を図る。                                                       | 7,726       | 7,726       |
|       | 学校教育課    | 学校提案型人材育成事業                             | 守口市人材育成基金を活用し、守口小学校（マインクラフトを活用したSTEAM教育）及びさつき学園（校区商店街、学校運営協議会と連携した『さつきワイワイ商店街』）の2校において、学校提案型人材育成事業を実施する。                   | 2,000       | 2,000       |

| 部・室・課 |        | 事業名称                          | 事業概要                                                                                                | 要求額<br>(千円) | 査定額<br>(千円) |
|-------|--------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
|       | 保健給食課  | 学校給食衛生管理支援業務委託事業              | 学校給食の更なる安全性の確保に向け、物資納入業者基準、物資購入及び調理業務委託の仕様書の見直し等に係る支援や、物資納入業者及び給食施設の現場確認業務を委託する。                    | 2,222       | 2,222       |
|       | 学校教育課  | スクール・サポート・スタッフ配置拡充事業          | 現在、全小中学校等に1名ずつ配置されているスクール・サポート・スタッフを全中学校等に1名ずつ増員する。                                                 | 31,748      | 12,096      |
|       | 保健給食課  | さくら小学校給食施設環境改善事業              | 児童数の増加の予測を踏まえ、調理能力を確保できるよう、さくら小学校給食施設の厨房機器を購入するとともに、増設対応工事を実施する。                                    | 24,450      | 21,000      |
|       | 教育センター | 小学校教育専門相談員配置事業                | 不登校の児童生徒の支援拡充に向け、市独自の教育専門相談員を拡充し、全小学校等に教育専門相談員を配置する。                                                | 8,400       | 4,725       |
|       | 学校教育課  | 学校司書配置拡充事業                    | 学校図書館の利用促進に向け、学校司書を各校に1名常時配置するとともに、雇用内容の改善を図る。                                                      | 26,718      | 0           |
|       | 学校教育課  | スクールソーシャルワーカー活用事業<br>(中学校等拡充) | 現在、全小学校等に1名ずつ隔週で派遣されているスクールソーシャルワーカーについて、新たに全中学校等でも隔週に1回派遣するとともに、緊急支援のために派遣されるスーパーバイザー（SV）の報酬を拡充する。 | 1,970       | 0           |
|       | 保健給食課  | 学校給食実施方式検討支援業務委託              | 全員喫食による中学校給食の実施を見据え、既存校の給食施設の老朽化対策を含めた学校給食のあり方を検討するため、学校給食実施方式を調査研究するための支援を委託する。                    | 7,667       | 0           |